

## 1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

|          | 令和4年 |       |       | 令和3年<br>1月末累計 | 対前年比(件) |
|----------|------|-------|-------|---------------|---------|
|          | 1月件数 | 先月末累計 | 1月末累計 |               |         |
| 全認知件数    | 22   | 0     | 22    | 32            | -10     |
| 凶悪犯      | 1    | 0     | 1     | 0             | 1       |
| 粗暴犯      | 1    | 0     | 1     | 1             | 0       |
| 窃盗犯      | 13   | 0     | 13    | 22            | -9      |
| 侵入盗犯     | 1    | 0     | 1     | 8             | -7      |
| 空き巣      | 0    | 0     | 0     | 0             | 0       |
| その他      | 1    | 0     | 1     | 8             | -7      |
| 乗り物盗     | 5    | 0     | 5     | 3             | 2       |
| 自転車      | 5    | 0     | 5     | 1             | 4       |
| オートバイ    | 0    | 0     | 0     | 1             | -1      |
| 自動車      | 0    | 0     | 0     | 1             | -1      |
| 非侵入窃盗    | 7    | 0     | 7     | 11            | -4      |
| ひったくり    | 0    | 0     | 0     | 0             | 0       |
| 部品ねらい    | 0    | 0     | 0     | 2             | -2      |
| 車上ねらい    | 2    | 0     | 2     | 1             | 1       |
| 自動販売機ねらい | 0    | 0     | 0     | 1             | -1      |
| その他      | 5    | 0     | 5     | 7             | -2      |
| 知能犯      | 1    | 0     | 1     | 2             | -1      |
| 詐欺       | 1    | 0     | 1     | 2             | -1      |
| その他      | 0    | 0     | 0     | 0             | 0       |
| 風俗犯      | 1    | 0     | 1     | 1             | 0       |
| その他の刑法犯  | 5    | 0     | 5     | 6             | -1      |
| 占有離脱物横領  | 0    | 0     | 0     | 1             | -1      |

## ※ 参考事項

- 凶悪犯   ～ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯   ～ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
  - ・ 侵入盗   ～ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
  - ・ 乗り物盗   ～ 自動車、オートバイ、自転車
  - ・ 非侵入盗   ～ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯   ～ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯   ～ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯   ～ 占有離脱物横領、住居侵入など

|            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 県内の刑法犯認知件数 | 令和4年1月末現在(暫定値) 2,416件(前年比 -124件、-4.9%) |
|------------|----------------------------------------|

2 刑法犯検挙状況(1月末現在)

|       | 検挙件数 | 検挙人員 | 検挙率(%) |
|-------|------|------|--------|
| 刑法犯全体 | 22   | 7    | 31.8%  |
| 窃盗犯   | 13   | 2    | 15.3%  |

3 人身交通事故発生状況(1月末現在)

|     | 件数 | 対前年比 | 高齢者関係事故 | 二輪車関係事故 |
|-----|----|------|---------|---------|
| 発生  | 12 | －4件  | 5件      | 4件      |
| 死者  | 0  | ±0   | 0       | 0       |
| 負傷者 | 16 | ＋1人  | 3人      | 3人      |

4 特殊詐欺の認知状況

令和4年1月末の県内の認知(暫定値)

|             | 認知件数 | 被害金額(約) |
|-------------|------|---------|
|             | 77   | 1億466万円 |
| オレオレ詐欺      | 30   | 5,465万円 |
| 預貯金詐欺       | 10   | 607万円   |
| 架空料金請求詐欺    | 5    | 155万円   |
| 融資保証金詐欺     | 1    | 120万円   |
| 還付金詐欺       | 18   | 2,939万円 |
| その他の手口      | 0    | 0       |
| キャッシュカード詐欺盗 | 13   | 1,180万円 |

令和4年1月末までの栄区内の認知(暫定値)

|             | 認知件数 | 被害金額(約) |
|-------------|------|---------|
| 特殊詐欺総数      | 1    | 20万円    |
| オレオレ詐欺      | 0    | 0       |
| 預貯金詐欺       | 1    | 20万円    |
| 架空料金請求詐欺    | 0    | 0       |
| 融資保証金詐欺     | 0    | 0       |
| 還付金詐欺       | 0    | 0       |
| その他の手口      | 0    | 0       |
| キャッシュカード詐欺盗 | 0    | 0       |

5 警察からのお知らせ

- (1) 高齢者が関係する交通事故が多発しています。  
1月末現在高齢者が関係する交通事故は全体の41.7%と非常に高くなっています。  
高齢者の横断中の事故が多いので、反射材の着用と横断歩道の横断をお願いします。  
また、運転免許自主返納制度もありますので、少しでも運転に不安を覚えたら運転免許の自主返納を検討して下さい。  
二輪車事故も全体の33.3%と高い割合です。  
被害軽減対策のためプロテクターの着用を検討して下さい。
- ☆ 横断歩道は歩行者優先 ルールを守った正しい横断 反射材の着用が交通事故防止の第1歩です。
- (2) 自転車やオートバイには必ずカギを掛けてください。  
自宅の敷地内やマンションなどの駐輪場、買い物などでスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ずカギを掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意して下さい。  
ワイヤー錠等を使って「ダブルロック」をすると、さらに効果的です。

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、1月末)

[illegible]

| 交 番 名   | 町 名           | 凶悪犯 | 空き巣 | ひったくり | 自動車盗 | オートバ<br>イ盗 | 自転車盗 | 車上ねらい | 特殊詐欺 | その他 | 合計 |
|---------|---------------|-----|-----|-------|------|------------|------|-------|------|-----|----|
| 元 大 橋   | 元 大 橋 1 丁 目   |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 元 大 橋 2 丁 目   |     |     |       |      |            |      |       |      | 1   | 1  |
|         | 中 野 町         |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 若 竹 町         |     |     |       |      |            |      |       |      | 1   | 1  |
|         | 柏 陽           |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 鍛 冶 ケ 谷 1 丁 目 |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 鍛 冶 ケ 谷 2 丁 目 |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 鍛 冶 ケ 谷 町     |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
| 元大橋・庄戸  | 上 郷 町         |     |     |       |      |            | 2    |       |      | 1   | 3  |
| 上 郷・庄 戸 | 野 七 里 1 丁 目   |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
| 庄 戸     | 野 七 里 2 丁 目   |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 庄 戸 1 丁 目     |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 庄 戸 2 丁 目     |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 庄 戸 3 丁 目     |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 庄 戸 4 丁 目     |     |     |       |      |            |      |       |      | 1   | 1  |
|         | 庄 戸 5 丁 目     |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 東 上 郷 町       |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 長 倉 町         |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
| 豊 田     | 本 郷 台 1 丁 目   |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 本 郷 台 2 丁 目   |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 本 郷 台 3 丁 目   |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 本 郷 台 4 丁 目   |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 本 郷 台 5 丁 目   |     |     |       |      |            |      |       |      |     | 0  |
|         | 飯 島 町         |     |     |       |      |            |      |       |      | 1   | 1  |
|         | 長 沼 町         |     |     |       |      |            | 1    |       |      |     | 1  |
| 合 計     |               | 2   | 0   | 0     | 0    | 0          | 5    | 2     | 1    | 12  | 22 |



## 栄区内の火災・救急状況について

区連会2月定例会議資料  
令和4年2月21日  
栄 消 防 署

令和4年1月31日現在

## 火災情報

| 栄 区 内       |       |    |      |     |     |
|-------------|-------|----|------|-----|-----|
| 火 災 発 生 状 況 |       |    |      |     |     |
| 年 別         | 令和4年  |    | 令和3年 | 増△減 |     |
|             | 1月    | 累計 |      |     |     |
| 件 数         | 2     | 2  | 2    | 0   |     |
| 火 災 種 別     | 建 物   | 1  | 1    | 2   | △ 1 |
|             | 林 野   | 0  | 0    | 0   | 0   |
|             | 車 両   | 1  | 1    | 0   | 1   |
|             | 船 舶   | 0  | 0    | 0   | 0   |
|             | 航 空 機 | 0  | 0    | 0   | 0   |
|             | そ の 他 | 0  | 0    | 0   | 0   |
| 損 害         | 焼損床面積 | 14 | 14   | 0   | 14  |
|             | 死 者   | 0  | 0    | 0   | 0   |
|             | 焼 死 等 | 0  | 0    | 0   | 0   |
|             | 放火自殺  | 0  | 0    | 0   | 0   |
|             | 負 傷 者 | 0  | 0    | 1   | △ 1 |

| 横 浜 市 内     |       |     |       |         |  |
|-------------|-------|-----|-------|---------|--|
| 火 災 発 生 状 況 |       |     |       |         |  |
| 年 別         | 令和4年  |     | 令和3年  | 増△減     |  |
|             | 1月    | 累計  |       |         |  |
| 件 数         | 58    | 66  | △ 8   |         |  |
| 火 災 種 別     | 建 物   | 37  | 51    | △ 14    |  |
|             | 林 野   | 0   | 0     | 0       |  |
|             | 車 両   | 9   | 4     | 5       |  |
|             | 船 舶   | 0   | 1     | △ 1     |  |
|             | 航 空 機 | 0   | 0     | 0       |  |
|             | そ の 他 | 12  | 10    | 2       |  |
| 損 害         | 焼損床面積 | 246 | 2,492 | △ 2,246 |  |
|             | 死 者   | 2   | 4     | △ 2     |  |
|             | 焼 死 等 | 1   | 4     | △ 3     |  |
|             | 放火自殺  | 1   | 0     | 1       |  |
|             | 負 傷 者 | 6   | 10    | △ 4     |  |

| 主 な 出 火 原 因 |          |      |      |     |
|-------------|----------|------|------|-----|
|             | 種 別      | 令和4年 | 令和3年 | 増△減 |
| 1           | こんろ      | 0    | 0    | 0   |
| 2           | 放火（疑い含む） | 0    | 0    | 0   |
| 3           | 配線器具     | 0    | 0    | 0   |
| 4           | たばこ      | 0    | 0    | 0   |
| 5           | ストーブ     | 0    | 0    | 0   |

| 主 な 出 火 原 因 |      |      |      |     |
|-------------|------|------|------|-----|
|             | 種 別  | 令和4年 | 令和3年 | 増△減 |
| 1           | こんろ  | 4    | 5    | △ 1 |
| 2           | 放火   | 6    | 11   | △ 5 |
| 3           | 配線器具 | 4    | 1    | 3   |
| 4           | たばこ  | 8    | 11   | △ 3 |
| 5           | ストーブ | 7    | 6    | 1   |

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

| 栄区連合町内会別火災発生状況 |   |        |   |
|----------------|---|--------|---|
| 豊田地区           | 0 | 本郷第三地区 | 0 |
| 笠間地区           | 0 | 上郷西地区  | 0 |
| 小菅ヶ谷地区         | 0 | 上郷東地区  | 0 |
| 本郷中央地区         | 2 | 連合未加入  | 0 |
| 合 計            |   | 2      |   |

## 【1月中の火災】

15日 車両火災 公田町 交通事故により転倒した250ccバイク若干焼損  
20日 建物火災 桂町 4階建てビルの2階において学習塾の教室14㎡焼損

# 救急情報

令和4年1月31日現在

| 栄 区 内   |      |     |      |     |
|---------|------|-----|------|-----|
| 救 急 状 況 |      |     |      |     |
| 年 別     | 令和4年 |     | 令和3年 | 増△減 |
|         | 1月   | 累計  |      |     |
| 件 数     | 657  | 657 | 558  | 99  |
| 急 病     | 459  | 459 | 401  | 58  |
| 交通事故    | 26   | 26  | 11   | 15  |
| 一般負傷    | 153  | 153 | 122  | 31  |
| その他     | 19   | 19  | 24   | △5  |

| 横 浜 市 内 |        |        |       |     |
|---------|--------|--------|-------|-----|
| 救 急 状 況 |        |        |       |     |
| 年 別     | 令和4年   |        | 令和3年  | 増△減 |
|         | 1月     | 累計     |       |     |
| 件 数     | 20,167 | 16,422 | 3,745 |     |
| 急 病     | 14,027 | 11,468 | 2,559 |     |
| 交通事故    | 715    | 674    | 41    |     |
| 一般負傷    | 3,939  | 2,935  | 1,004 |     |
| その他     | 1,486  | 1,345  | 141   |     |

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

## 空気が乾燥しています！

## 「火の元の確認をしましょう」

### 電気火災が増加！



バンダ隊長  
キッズ消防隊

注意ポイントは・・・👉

#### リチウムイオンバッテリーからの火災

リチウムイオンバッテリー（充電式の電気用品（スマートフォン等）に使われています。）は安全性を満たす「PSEマーク」のついたものを選んでください。



#### 電気ストーブは安全？使い方に注意

電気ストーブの周りに燃えやすい物を置かないでください。

電気ストーブを使用したまま寝ないでください。

布団などが電気ストーブに接触して、一定時間経過後、電気ストーブの接触部分から出火します。

使用しないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。



#### テーブルタップは消耗品・・・

確認してみましょう。

タコ足配線していませんか？

電気コードを束ねたまま使用していませんか？

劣化が進んだ古い家電製品や電気コード、プラグを使用していますか？劣化したものは交換しましょう。

（交換推奨：約3～7年）



お問合せ先 栄消防署総務・予防課 予防係

☎/FAX 892-0119

令和4年2月21日

各地区連合町内会長 様

神奈川県共同募金会栄区支会  
支会長 細田 利明

令和3年度赤い羽根共同募金の最終報告について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたびは、赤い羽根共同募金運動につきまして、格別のご尽力をいただき  
誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

別紙の通り、最終の報告をいたします。

今後とも、共同募金運動の推進に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【事務担当】

栄区社会福祉協議会 倉田・平野

電話：894－8521

FAX：892－8974

# 令和3年度共同募金実績

## 最終報告

募金目標額: 13,450,000 円

募金実績額: 11,536,584 円

実施期間: 令和3年10月1日～令和3年12月31日



令和4年1月31日締分

単位: 円

| 募金の種類        | 地区名     | 目標額        | 実績額        |
|--------------|---------|------------|------------|
| 戸別募金         | 豊田      | 2,939,580  | 2,683,583  |
|              | 笠間      | 1,837,710  | 1,810,845  |
|              | 小菅ヶ谷    | 1,781,325  | 1,363,499  |
|              | 本郷中央    | 2,067,030  | 1,912,226  |
|              | 本郷第三    | 1,400,805  | 1,025,340  |
|              | 上郷西     | 1,088,640  | 1,088,640  |
|              | 上郷東     | 1,075,095  | 821,905    |
|              | 連合未加入   | 210,105    | 106,375    |
|              | 小計      | 12,400,290 | 10,812,413 |
| 法人・街頭<br>その他 | 事務局(※1) | 1,049,710  | 724,171    |
| 合 計          |         | 13,450,000 | 11,536,584 |

※1

|        |         |
|--------|---------|
| 街頭募金   | 67,784  |
| 法人募金   | 242,050 |
| 職域募金   | 75,396  |
| 校内募金   | 20,917  |
| イベント募金 | 2,500   |
| その他    | 315,524 |
| 計      | 724,171 |



# 令和4年度各種団体募金等の目標額および会費について(お願い)

単位:円

| 種類        |        | 共同募金             |            |           | 日赤活動資金         | 区社協協力金         | 更生保護協会会費       |
|-----------|--------|------------------|------------|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 一世帯当たりの金額 |        | 315円             |            |           | 200円           | 32円            | 15円            |
| 実施期間      |        | 令和4年10月1日～12月31日 |            |           | 令和4年5月1日～6月30日 | 令和4年5月1日～6月30日 | 令和4年5月1日～6月30日 |
| 地区名       | 対象世帯数  | 募金目標額            | 内 訳        |           | 募金目標額          | 協力金目標額         | 会費依頼額          |
|           |        |                  | 一般募金       | 年末たすけあい   |                |                |                |
| 豊田        | 9,232  | 2,908,080        | 2,354,160  | 553,920   | 1,846,400      | 295,424        | 138,480        |
| 笠間        | 5,836  | 1,838,340        | 1,488,180  | 350,160   | 1,167,200      | 186,752        | 87,540         |
| 小菅ヶ谷      | 5,530  | 1,741,950        | 1,410,150  | 331,800   | 1,106,000      | 176,960        | 82,950         |
| 本郷中央      | 6,486  | 2,043,090        | 1,653,930  | 389,160   | 1,297,200      | 207,552        | 97,290         |
| 本郷第三      | 4,459  | 1,404,585        | 1,137,045  | 267,540   | 891,800        | 142,688        | 66,885         |
| 上郷西       | 3,456  | 1,088,640        | 881,280    | 207,360   | 691,200        | 110,592        | 51,840         |
| 上郷東       | 3,353  | 1,056,195        | 855,015    | 201,180   | 670,600        | 107,296        | 50,295         |
| 小計        | 38,352 | 12,080,880       | 9,779,760  | 2,301,120 | 7,670,400      | 1,227,264      | 575,280        |
| その他       | －      | 1,369,120        | 1,270,240  | 98,880    | 135,000        | 21,600         | 10,125         |
| 合 計       | －      | 13,450,000       | 11,050,000 | 2,400,000 | 7,805,400      | 1,248,864      | 585,405        |

\* 対象世帯数は、令和4年1月1日の自治会町内会加入世帯数から5%控除したものです。

栄区連合町内会  
各地区連合町内会長様

2022年2月21日  
栄区子ども会連絡協議会  
会長 片岡 喜久江

## 第18期「栄区子ども会連絡協議会」理事推薦について

貴連合町内会におかれましては、日頃より当協議会（栄区子連）の活動に格別のご理解とご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

当協議会も昭和63年に設立し、34年間にわたり栄区内の子ども会、また、地域の皆様と連携をしながら、子ども達の健全育成に取り組んで参りました。

今後、子ども達の安全・安心の街づくりを考え「子どもの居場所づくり」事業に積極的に協力をしていきたいと考えております。又、栄区子連ではここ数年子ども会の現状を知る為、単位子ども会の情報交換をし、アンケートをいただきまして、単位子ども会の皆さんの声を反映した区子連の事業に取り組んで参りたいと思います。

さて、現理事の方々の任期（2年）は、3月をもって満了となります。つきましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、地区で子ども会活動に携わっている方、また、当活動にご興味のある方などの中から、次期理事（任期2年）2名～3名推薦して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

1. 任 期                      2022年4月1日～2024年3月31日迄   （2年間）
2. 推薦書提出期限        2022年 3月末日迄 に、大変お手数をおかけいたしますが、同封の封筒にて、ご返信くださいますようお願い致します。

<問い合わせ先>    栄区子連会長    片岡 喜久江   （045）891－8638  
キリトリ線

## 第18期 栄区子ども会連絡協議会理事推薦書

2022年    月    日

連合町内会名

代表者名

| フリガナ<br>氏 名 | 性別 | 住 所 | 電 話 |
|-------------|----|-----|-----|
|             |    |     |     |
|             |    |     |     |
|             |    |     |     |

区連会 2 月定例会資料  
令和 4 年 2 月 21 日  
株式会社エフエム戸塚

### 【令和 4 年度 エフエム戸塚「栄区連合町内会コーナー」のご出演のお願い】

2019 年 10 月より以下のようにエフエム戸塚・お昼の生放送番組にて「栄区連合町内会コーナー」を作り放送しております。各連合町内会で活躍される皆様にご出演いただきたくお願いいたします。

#### 【目的】

- ・ 災害発生時等に栄区の地域の情報を発信するにあたり、日頃からリスナーにも栄区地域の情報に触れていていただきたい考えからです。
- ・ 地域と弊局とのつながりを強固にすることにより地域の活性化に寄与するとともに、災害時に適切な情報共有、発信ができるようにします。
- ・ その他、栄区の旬の情報をトピックスとして放送に取り上げ地域に発信します。

【実施日】 毎月第 4 木曜日 12 時 15 分ごろ～28 分 （8～10 分間）

お昼の生放送内

東戸塚駅西口駅前のスタジオからの生放送

（現在はお電話またはスタジオでのご出演をお選びいただき、ご出演をお願いしております）

#### 【担当パーソナリティ】

HAMMER（ハマー）

経歴：2021 年 4 月からエフエム戸塚のパーソナリティをつとめています。

2006 年エイベックスよりデビュー。イベント制作、映像プロデュースで活躍。横浜市戸塚区に子どもたちを対象にしたダンススタジオを開講。横浜市歌 2020 の楽曲と振付をプロデュース、横浜開港祭 2018 親善大使の振付プロデュース

人柄：上記経歴に加えて、地域のボランティア活動・子どもの育成に取り組む、真面目で穏やかな人柄です。栄区の方々との交流を大変楽しみにしています。

#### 【内容、出演者】

リスナーに地域の状況を知っていただけるよう、各連合町内会ごとに、行事、活動、地域での課題等についてお話しいただきます。ご出演は町内会活動や地域活動において、ご活躍されている方、どなたでもご推薦いただきたいと思います。

#### 【出演順】 2022 年 4 月～2023 年 3 月

4 月 28 日：小菅ヶ谷連合

5 月 26 日：本郷中央連合

6 月 23 日：本郷第三連合

7 月 28 日：上郷西連合

8 月 25 日：上郷東連合

9 月 22 日：豊田連合

10 月 27 日：笠間連合

11 月 24 日：小菅ヶ谷連合

12 月 24 日：本郷中央連合

1 月 26 日：本郷第三連合

2 月 23 日(祝)：上郷西連合

3 月 23 日：上郷東連合

## 【手順】

### ●スタジオ出演の場合

- 1 毎月第2木曜日（出演2週間前）までにその月のご出演予定者をエフエム戸塚までFAXまたは、メールでご連絡いただく。（エフエム戸塚よりご連絡いたします。別紙でご提出をお願いいたします。）
- 2 事前に番組担当パーソナリティと内容や進行について打ち合わせ（お電話いたします。）
- 3 ご出演当日 12時00分ごろ 東戸塚駅西口駅前 エフエム戸塚スタジオへお越しいただく。
- 4 12時15分ごろ～番組出演していただく。
- 5 後日、ご出演の連合町内会長宛に、ご出演音声をCDにしてお送りします。

### ●お電話での出演の場合

- 1～2、5は同様（上記）
- 3 ご出演当日 12時13分ごろ スタジオからお電話いたします（そのまま、保留で少しお待ちいただきます）。
- 4 12時15分ごろ、パーソナリティとの会話がスタートいたします。

## 【問い合わせ等連絡先】

エフエム戸塚 藤芳 電話：045-822-1044 / 070-1298-3982

メールアドレス：s.fujiyoshi@shin1.co.jp



栄区自治会・町内会長 様

株式会社エフエム戸塚

エフエム戸塚番組表（タイムテーブル）配布へのご協力をお願い

早春の候、皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

エフエム戸塚では毎月第 4 木曜日、お昼の番組内で 12:15 頃から『栄区町内会コーナー』を放送しており、連合町内会単位でご出演いただき、各町内会・自治会の場所や世帯数、イベント、防災への取り組みなどを紹介いただいております。皆様のご理解とご協力に衷心より感謝申し上げます。

この度「エフエム戸塚番組表」を栄区連合町内会自治会に加入の全世帯に配布する取り組みにつきましては、多大なるご協力をいただき、深く感謝申し上げます。災害時はもとより、有益な情報を一人でも多くの方に聴いていただくと共に防災への取り組みの際に「エフエム戸塚」を活用し、減災の一助となればと思っております。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、本年中、町内会・自治会に加入の全世帯にこの小冊子配布のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

尚、一部につき 8 円の配布手数料を弊社から町内会・自治会様にお支払させていただきます。下記の内容のご確認をいただきますとともに、大変お手数ではございますが、別紙の受諾書にご署名の上、ご返送のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

記

【配 布 物】エフエム戸塚番組表

【サ イ ズ】ハンディタイプの小冊子（縦 21 cm× 横 10 cm）

【配布時期】令和 4 年 4 月以降／10 月以降（年 2 回）

【配布費用】8 円／1 部（一世帯）

【支払方法】銀行振り込み

【連 絡 先】ご不明な点等、お問合せは下記までお願いいたします

株式会社エフエム戸塚（担当：藤芳（フジヨシ））

TEL：045-822-1044 FAX：045-822-1045 メールアドレス s.fujiyoshi@shin1.co.jp

ご多忙中誠に恐れ入りますが、別紙の事項をご記入の上 3 月 15 日（火）までに同封の返信封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

# 受 諾 書

下記の内容を受諾しました。

受 諾 日 ： 令和 4 年      月      日

## 【ご署名】

|        |  |
|--------|--|
| 団 体 名  |  |
| 団体代表者名 |  |

## 【4 月配布】（令和 4 年 4 月 1 日～9 月 30 日情報）

|                 |  |
|-----------------|--|
| 4 月番組表<br>送付先住所 |  |
| 配布可能部数          |  |
| ご担当者名           |  |
| 電話番号            |  |

## 【10 月配布】（10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日情報）

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 10 月番組表<br>送付先住所 |                    |
| 配布可能部数           | 原則、春と同様の部数でお願いします。 |
| ご担当者名            |                    |
| 電話番号             |                    |

※ 現時点で分かる範囲でご記入いただき、年度内に変更があった場合は、8 月末までにお電話にてお知らせください。

## 【お振込先】 \* 指定口座に 2 月末を目途に 2 回分を合わせてご入金させていただきます。

|       |  |
|-------|--|
| 金融機関名 |  |
| 口座名義  |  |
| 口座番号  |  |

## 【備考】

- ・念のため、予備として配布部数より 5 部多く御送付いたしますのでご了承ください。
- ・配送は 4 月上旬、10 月上旬を予定しております。
- ・4 月～5 月上旬、10 月～11 月上旬を目途に配布いただければ幸いです。
- ・秋の配布の際、配布部数や送付先等に大きな変更があるようでしたら、ご連絡をお願いいたします。

## 横浜環状南線 桂台トンネル工事について（報告）

（栄区連合町内会定例会 令和4年2月度）

### 1. シールドマシン故障内容及び再発防止策と掘進再開について

（桂台トンネルは2月14日（月）より、掘進再開）

令和4年2月2日  
東日本高速道路株式会社  
横浜工事事務所

## 横浜環状南線 桂台トンネル工事について

NEXCO東日本横浜工事事務所（神奈川県横浜市）が進めています横浜環状南線 桂台トンネル工事は、湘南桂台地区においてシールドトンネルの掘進作業中に、シールドマシン前面のカッター（円盤）を回転させるためのモーター（以下、「カッターモーター」）が故障したことから掘進作業を一時停止しております。

故障した部品の交換を進めておりますが、令和4年2月中旬までの掘進再開に目途が立ちましたのでお知らせします。引き続き、安全を最優先に工事を進めてまいります。

なお、カッターモーターの故障概要は別紙のとおりです。

お問い合わせ先

【報道関係者専用】 NEXCO東日本 関東支社 広報課

TEL:048-631-0222  
（受付／平日9時～17時）

【お客さま窓口】 NEXCO東日本お客さまセンター

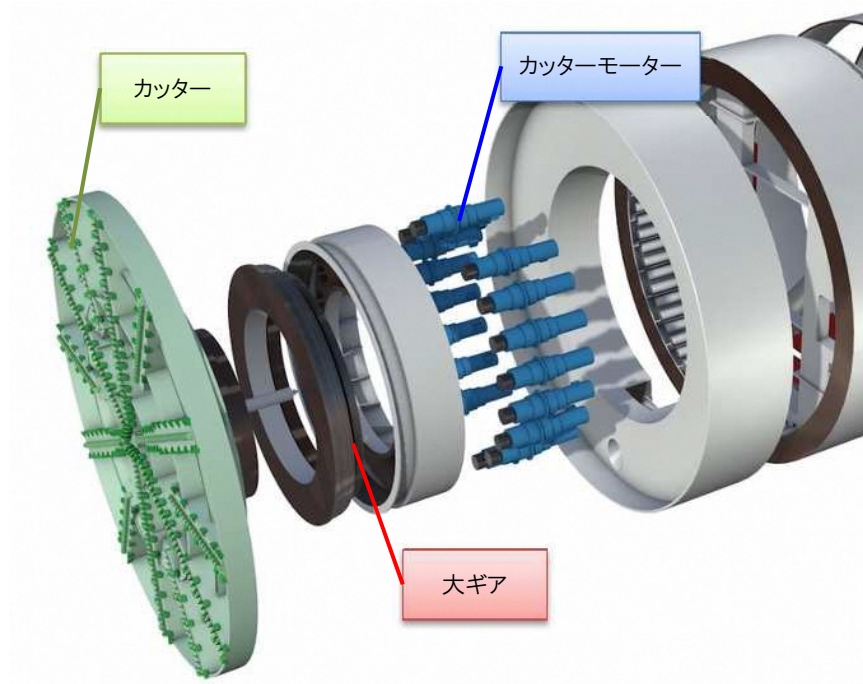
TEL:0570-024-024  
または TEL:03-5308-2424

本資料については、竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、横浜ラジオ・テレビ記者会にお配りしています。

## 位置図



## (シールドマシン構造イメージ)





# カッターモーターの故障概要

別紙

## 1. シールドマシンの補修状況 【図1】

### ①大ギア

損傷したものは、全て補修済み

### ②ピニオンギア、カッターモーター

損傷したものは、全て交換済み

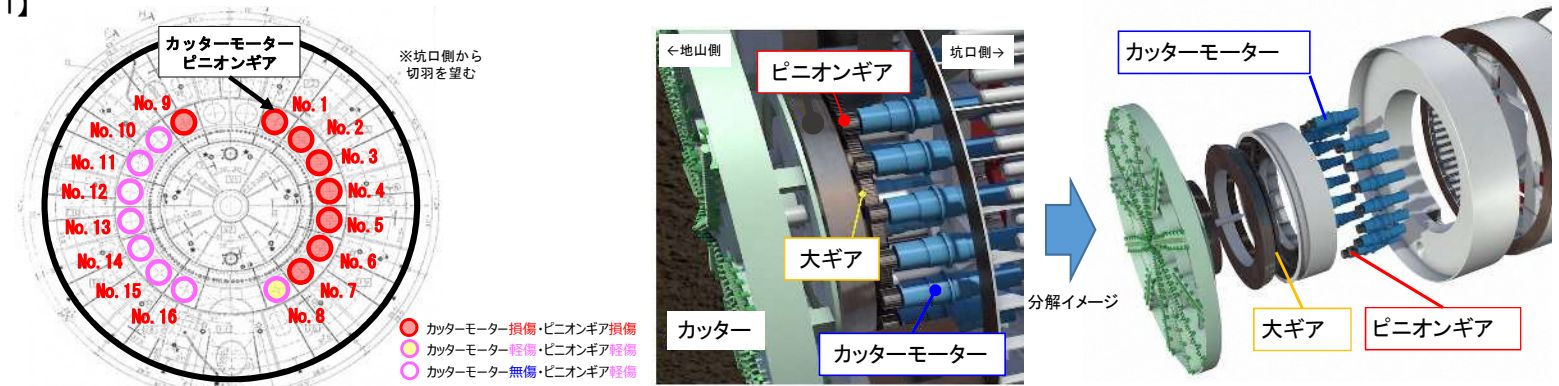
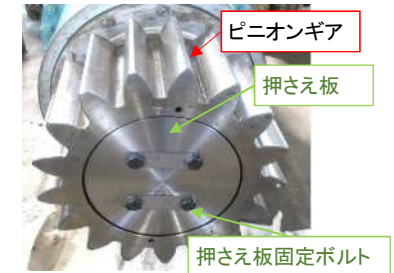
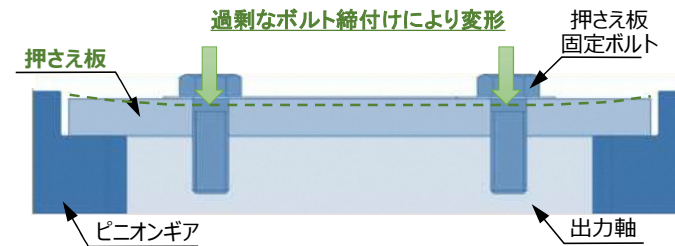


図2\_カッターモーターの損傷状況

## 2. 損傷の要因

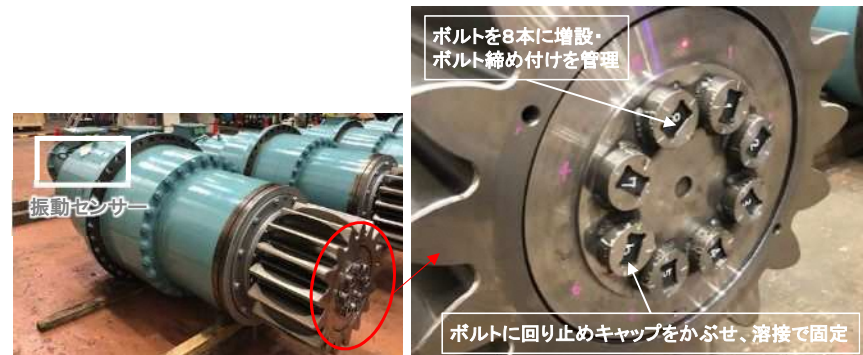
①ピニオンギアから部品(押さえ板、ボルト)が外れ【写真1、写真2】、大ギアとピニオンギアに挟まり【図1】、ピニオンギア、カッターモーター及び大ギアが損傷【図2】。

②部品(押さえ板、ボルト)が外れた要因は、カッターモーターの組立時に過剰な締付けによりボルトが変形し、掘進作業によってボルトが破断したもの。  
【図3、写真2】



## 3. 掘進再開に向けた対応 【写真3】

- ①カッターモーター組立時の手順見直し(ボルト締め付け管理の追加)
- ②ボルトの増設及びゆるみ止めの強化
- ③振動センサーによる異常時監視の強化



## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について（情報提供）

### 1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します。対象世帯の方がこの給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です。

詳細は別添「横浜市版 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内」をご覧ください。

### 2 申請書の配布及びチラシ配架場所（令和4年2月16日配布開始）

令和3年12月10日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員が令和3年1月1日以前から横浜市に住民登録がある住民税非課税世帯には、2月14日から順次、「確認書（申請書）」をお送りします。

世帯の中に令和3年1月2日以降に市外から転入した方がいる住民税非課税世帯の方や、家計急変世帯（令和3年1月以降に世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）の方は、下記(1)の方法で申請書を取得していただき、申請をしてください。

#### (1) 申請書配布

ア 区役所申請サポート窓口、区社会福祉協議会にて配布

イ 横浜市ウェブページからダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/hikazeikyufu/hikazeikyufu.html>

#### (2) チラシ配架場所

市役所、区役所、市・区社会福祉協議会、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ

### 3 お問合せ先

#### (1) 横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

電話番号：0120-045-320（フリーダイヤル）

FAX 番号：0120-303-464（フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用）

受付時間：午前9時から午後7時まで（土日祝日含む。）

※ 3者通話による外国語対応を行います。

（英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、タガログ語）

#### (2) 申請サポート窓口（令和4年2月16日開設）

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を設置します。

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日）

※ 詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

横浜市 住民税非課税 給付金

検索

※ 広報よこはま2・3月号に制度概要等を掲載

※ 横浜市民生委員児童委員協議会3月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただきます。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当

吉田、小野田

電話番号：671-4754、FAX 番号：664-4739



# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

## 支給対象と申請の手続き

横浜市で支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯の世帯主）

### ① 非課税世帯

令和3年12月10日時点で  
横浜市に住民登録があって  
世帯全員の令和3年度※  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

※令和2年1月1日から令和2年12月31日の  
間に得た収入が対象

### ② 家計急変世帯

申請日時時点で横浜市に住民  
登録があって新型コロナ  
ウイルス感染症の影響で  
令和3年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯

【さらに】世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていない  
他都市含め、世帯内に、本給付金を支給された方がいない

A

#### 確認書(申請書)が届きます(要返送)

世帯の全ての方が  
令和3年1月1日以前から  
横浜市にお住まいの場合

郵送で確認書（申請書）が届きます。  
必要事項をご記入の上、ご返送ください。

#### 申請書を提出してください

横浜市ウェブサイトからダウンロード、  
または区役所等で書類を受け取り、  
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「②」へ

または

B

#### 申請書を提出してください

世帯の中に令和3年1月2日以降に  
市外から転入してこられた方がいる  
場合

横浜市ウェブサイトからダウンロード、  
または区役所等で書類を受け取り、  
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「①」へ

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**(支給は1回のみ)

## 申請期限（必着）

**令和4年9月30日(金)**

横浜市 住民税非課税 給付金

検索



特設ページ



# 給付金の申請手続き

## ① 令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

A

**世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの場合**

- 対象世帯の世帯主の方へ、支給内容や確認事項が書かれた確認書(申請書)が**郵送で届きます**。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返送**してください。



B

**世帯の中に、令和3年1月2日以降に横浜市へ転入してこられた方がいる場合**

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で**お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。  
(令和3年度の住民税課税地が横浜市ではないため、申請をお願いします。)

※令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの方でも、世帯構成に変更があった場合は、確認書(申請書)が届かない可能性がありますので、個別にお問合せください。

## ② 家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯)

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で**お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準\*以下であることを指します。なお、収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。

\*《一例》単身又は扶養親族がいない場合：給与収入100万円以下、配偶者又は扶養親族を1名扶養している場合：給与収入156万円以下

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

## お問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター  
(制度についてのお問合せ)

**0120-526-145**

受付時間：9：00～20：00 ※土日祝含む

横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

**0120-045-320**

受付時間：9：00～19：00 ※土日祝含む

※受付日時は変更することがあります。

FAX番号：0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

## 申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間：月～金曜日：9：00～17：00 ※受付日時は変更することがあります。





# 家計急変世帯に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

申請締切日  
**9/30**（金）  
必着

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に収入が減少し、住民税非課税相当となった横浜市在住の世帯（世帯主）に給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※住民税非課税世帯に対する給付金をもらった方は支給対象外です。

支給対象となる世帯

申請日時点で横浜市に住民登録があつて、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

※令和3年1月以降の「任意の1か月の収入」を12倍することで年収に換算して判定します。  
※令和4年6月以降（令和4年度住民税の税額決定後）に令和3年1月から12月までの収入をもとに申請する場合は、令和4年度住民税均等割非課税であることが条件です。  
※世帯としての収入（所得）の合計ではなく、世帯全員のそれぞれの収入（所得）で判定します。

## 住民税非課税相当の判定イメージ（例）

| 令和3年1月以降の任意の1か月の収入<br><br>×<br><br>12か月 | 家族構成例                  | 住民税非課税相当限度額（収入額ベース） |
|-----------------------------------------|------------------------|---------------------|
|                                         | 単身又は扶養親族がいない場合         | 100.0万円以下           |
|                                         | 配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合 | 156.0万円以下           |
|                                         | 配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合 | 205.7万円以下           |
|                                         | 配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合 | 255.7万円以下           |
|                                         | 配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合 | 305.7万円以下           |
|                                         | 障害者・寡婦・ひとり親・未成年の場合     | 204.3万円以下           |

※収入額から控除額を引いた所得額での判定で、支給対象となる場合もあります。  
詳細は、横浜市ウェブページ等でご確認ください。

申請手続き・問合せ先等

申請手続き：申請書類は、横浜市ウェブページからダウンロード、または、お近くの区役所等でお受け取りいただき、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に郵送してください。

市ウェブサイト：[横浜市 住民税非課税 給付金](#) [検索](#)

コールセンター：0120-045-320（9:00～19:00、土日祝含む）  
相談窓口：各区に申請サポート窓口を設置（平日 9:00～17:00）  
※コールセンター、相談窓口、ともに、受付日時は変更することがあります。



特設ページ

## 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」に関する パブリックコメントの実施について

### 1 趣旨

今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。そのような状況の中でも、現役世代はもとより、子どもたちや将来の市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、中長期的な財政方針「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（以下、「財政ビジョン」）」を策定します。

財政ビジョン策定にあたり、幅広く市民の皆様のご意見を伺うため、素案をもとにパブリックコメントを実施します。

### 2 財政ビジョンについて ※下記、資料 1 及び 2 参照

- ・資料 1 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」冊子
- ・資料 2 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」パブリックコメント用リーフレット

### 3 パブリックコメントの概要

#### (1) 市民意見募集期間

令和 4 年 3 月 1 日（火）から 4 月 5 日（火）まで

#### (2) 御意見の提出方法

電子申請フォーム、電子メール、郵送（リーフレット付属の専用はがき）、FAX

#### (3) パブリックコメント用リーフレット（資料 2）の配布場所

募集期間中、区役所、市立図書館、横浜市市民情報センター等で配布

※冊子（資料 1）は、各区役所広報相談係、市立図書館、横浜市市民情報センター、横浜市財政局財政課及び本市ホームページで閲覧できます。

#### (4) その他

区連会 2 月定例会、広報よこはま 3 月号や横浜市公式 Twitter・LINE でお知らせするほか、2 月下旬に記者発表を行います。

### 4 策定までのスケジュール（現在の予定：令和 4 年 2 月現在。議会への説明・審議を経て確定）

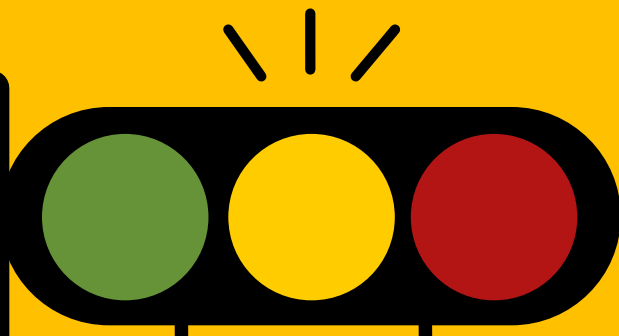
5 月頃 パブリックコメントの結果・原案の公表

6 月頃 確定 ※横浜市議会基本条例第 13 条に基づく

担当：財政局財政部財政課 高瀬、杉田、松永

電話：045-671-2231 FAX：045-664-7185

E-mail: za-zaisei@city.yokohama.jp



赤信号になる前に

# 横浜市の持続的な発展に向けた 財政ビジョン

を策定します

皆様の御意見を  
お聞かせください

令和4年3月1日(火)  
から  
4月5日(火)  
まで

今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況が  
より一層厳しさを増すことが見込まれています。

現役世代はもとより、子どもたちや将来市民に豊かな未来をつなぐため、  
「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立し、  
“財政を土台”に、持続可能な市政を進められるよう  
「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」を策定していきます。



# 目指すべき「持続的な財政」の姿を実現するために 財政運営の基本方針を定めます

## 1 債務管理

市民一人当たり残高を中長期的に管理し、計画的・戦略的に市債を活用することで、債務がバランスを徹底します。また、債務の償還資金は、償還スケジュールに合わせて、予算や減債基金への積立により確実に手当てします。

## 2 財源確保

財源の安定的・構造的充実に向け、総合的な施策に取り組みます。また、従来の財源調達手段に捉われず、新たな考え方や手法を取り入れながら、財源を確保します。

## 3 資産経営

保有する土地・建物の戦略的利活用により、価値の最大化を進めます。また、公共施設が提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、保全・運営の適正化、規模の効率化、財源創出の3つの原則により公共施設マネジメントを推進します。

## 4 予算編成・執行

「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立する予算編成を行います。また、十分な余力を確保し、臨機応変に対応できる強靱な財政構造を構築・維持します。政策展開・行政運営において、データ活用を徹底します。

## 5 情報発信

財政に関する現在・過去・未来の情報やデータを市民の皆様としっかり共有し、協働・共創による市政への主体的な関わりへとつなげます。

## 6 制度的対応

持続可能な市政運営の基盤となる地方税財政制度の充実に向け、行政現場の実情と客観的なデータに基づく具体的な国への提案・要望に取り組みます。

## 目指すべき「持続的な財政」の姿

「安定性」「強靱性」「将来投資能力」の3つ性質を備え、市政運営の土台としての役割が将来にわたり継続的に発揮できる財政を目指します。

基礎的な行政サービスを提供し続けることができる

安定性

自然災害等による急激な変化に対して機動的・柔軟に対応できる

強靱性

将来投資能力

将来のための資金を効率的に調達し、事業を進めることができる

持続性評価指標

指標を用いて「財政の持続性」を定期的にモニタリングし、総合的に評価していきます。

2065年度  
収支不足額 1752億円

今後、支出は増えていくけれど  
収入は減っていくため、  
収支不足額は大きくなるばかり...  
このままでは、必要な行政サービスを行うことができなくなってしまいます

将来アクションに取り組み、  
収支不足に対応していきます

基本方針に基づいた  
将来アクションに取り組みます

### 債務管理アクション

一般会計が対応する借入金市民一人当たり残高を2040年度に現在水準（約84万円）に抑制

### 資産経営アクション

・公共建築物の床面積を2040年度時点で現在水準より増やさず、2065年度までに▲10%縮減  
・未利用等土地を2030年度までに30ha、2040年度までに60ha利活用

### 収支差解消アクション

2030年度までに、減債基金に頼らず収支差を解消

### 国への要望

地方税財政制度への提案

現在は、収支不足額0円ですが、  
将来のための貯金の取崩など  
臨時的な財源を使って  
なんとか収支不足を解消しています

2022年度  
収支不足額 0円

2030(R12)

2040(R22)

2050(R32)

2060(R42)

## 皆様からの御意見を 募集します！

募集期間 令和4年3月1日(火)から4月5日(火)まで

### 提出方法

#### ①電子申請システム 推奨

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4fa2a106-53c9-425f-84ca-a5ce5c96492a/start>



②電子メール※ za-zaiseivision@city.yokohama.jp

③郵送 本リーフレット付属のハガキを切り取り、お送りください。切手は不要です。

④FAX※ 045-664-7185

※電子メール・FAXにて御提出いただく場合は、住所・氏名・御意見いただく項目・財政ビジョンへの御意見である旨を明記しうえてお送りください。

### 留意事項

- ・御意見を正確に把握するため、電話や口頭での御意見はお受け付けすることができません。
- ・頂いた御意見は、原案策定の参考にさせていただきます。個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表させていただきます。個別の回答は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・御意見の提出に伴い頂いた氏名・住所・メールアドレス等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

## 財政ビジョンへの御意見を 御記入ください

●御意見のある項目に✓を入れてください。  
(複数選択可)

- |                                          |                                      |
|------------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 策定の背景・ねらい       | <input type="checkbox"/> 財政ビジョンの位置づけ |
| <input type="checkbox"/> 目指すべき「持続的な財政」の姿 | <input type="checkbox"/> 財政運営の基本方針   |
| <input type="checkbox"/> 債務管理            | <input type="checkbox"/> 財源確保        |
| <input type="checkbox"/> 資産経営            | <input type="checkbox"/> 予算編成・執行     |
| <input type="checkbox"/> 情報発信            | <input type="checkbox"/> 制度的対応       |
| <input type="checkbox"/> 持続性評価指標         |                                      |
| <input type="checkbox"/> 将来アクション         |                                      |
| <input type="checkbox"/> その他( )          |                                      |

●こちらに御意見をお書きください。

裏面に住所・氏名を御記入のうえ、投函してください。(切手不要)



## 素案冊子は以下の場所で閲覧できます

- 横浜市財政局財政課ウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>



- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター（横浜市庁舎3階）
- 横浜市立図書館
- 財政局財政課（横浜市庁舎12階）

※素案冊子については閲覧のみとなっております。  
紙での配布は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。

（切り取り線）

郵便はがき

料金受取人払郵便



差出有効期限  
令和4年  
4月5日まで

切手を貼らずに  
お出ください。

（受取人）  
横浜市中区本町

見本

担当者  
使用欄 No.

回答されるあなたの情報を御記入ください

住所 ☐ 横浜市( )区 ☐ 市外

氏名

御意見の提出に伴い頂いた氏名・住所等の個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

## 策定までのスケジュール

※現在の予定（令和4年2月現在）

令和4年1月28日 素案の公表

令和4年3月1日 パブリック  
から4月5日 コメント

令和4年5月頃 パブリック  
コメントの結果・  
原案の公表

頂いた御意見を参考に原案を策定  
令和4年第2回市会定例会に  
原案を提出

令和4年6月頃 確定※

※横浜市議会基本条例第13条に基づく

問合せ先 横浜市財政局財政課

・TEL 045-671-2231 ・FAX 045-664-7185  
・電子メール za-zaiseivision@city.yokohama.jp

## 「いたち川桜ライトアップ 2022」の実施に及びチラシの掲出について（依頼）

今年も桜の開花にあわせて、区役所周辺のいたち川沿いの桜ライトアップを行います。  
優しい光に照らされた美しい夜桜といたち川の幻想的な空間を、多くの区民の方にご  
覧いただくために、各自治会・町内会の皆様へ周知いただくとともに、チラシを掲示板  
に掲出くださるようお願いいたします。

### 1 いたち川桜ライトアップ 2022 概要

#### （1）ライトアップ実施予定期間・時間

期間：令和 4 年 3 月 16 日（水）から 4 月 8 日（金）まで

時間：18 時から 21 時まで点灯

※ ライトアップの期間・時間については、桜の開花・散り具合などにより変更  
する場合があります、その場合は栄区ホームページでお知らせします。

#### （2）場所

いたち川沿い（栄区役所周辺～城山橋）

#### （3）同時開催

区の木制定記念樹（サクラ・カツラ）周辺のイルミネーションを実施します。

#### （4）満開特別企画

満開にあわせて、満開日の翌日からライトアップ終了までプロジェクターライ  
トを使ったタッチーくんの特別ライトアップを実施します。また併せて、新規の  
企画も実施予定です。

### 2 依頼事項

3 月にチラシを配送いたしますので、各自治会・町内会掲示板に掲出くださるよう  
お願いします。

#### （1）サイズ：A 4 サイズ

#### （2）掲出期間：令和 4 年 3 月から令和 4 年 4 月 8 日（金）まで

※ 開花状況に応じてライトアップ期間を変更する場合がありますが、チラシの掲示  
は上記（2）の期間で結構です。

### 3 その他の広報

広報よこはま 3 月号と栄区ホームページに情報を掲載します。

チラシを区民利用施設等に配架します。

<担当>

区政推進課企画調整係 高木、田島

TEL：045-894-8331 FAX：045-894-9127

メール：sa-kikaku@city.yokohama.jp

## 令和 3 年度 栄区民意識調査の集計結果について

令和 3 年 11 月～12 月に実施した区民意識調査について、集計結果がまとまりましたので、調査の概要と栄区での生活の満足度・定住意向・生活意識について報告いたします。

また、資料といたしまして、報告書と概要版をお配りいたします。なお、調査結果につきましては、2 月下旬に栄区のホームページに掲載します。

### 1 調査の概要

- ・対 象 者：栄区内に居住する 20 歳以上の男女 3,000 人
- ・抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出
- ・実施時期：令和 3 年 11 月 15 日～令和 3 年 12 月 3 日
- ・実施方法：郵送配布、郵送回収
- ・回答者数：1,481 件（49.4%）※前回（令和元年度）：1,398 件（46.6%）

### 2 集計結果の概要

#### (1) 栄区での生活の満足度について

栄区での生活について「満足」と感じている方が 75.0%（R 元：74.2%）、  
「不満」と感じている方が 7.9%（R 元：9.8%）となっています。

#### (2) 定住意向について

栄区で「定住意向」がある方は 83.9%（R 元：80.3%）と高く、「移転意向」がある方は 14.6%（R 元：17.2%）となっています。また、「移転意向」がある方は「交通利便性」や「買い物環境」などを求めています。

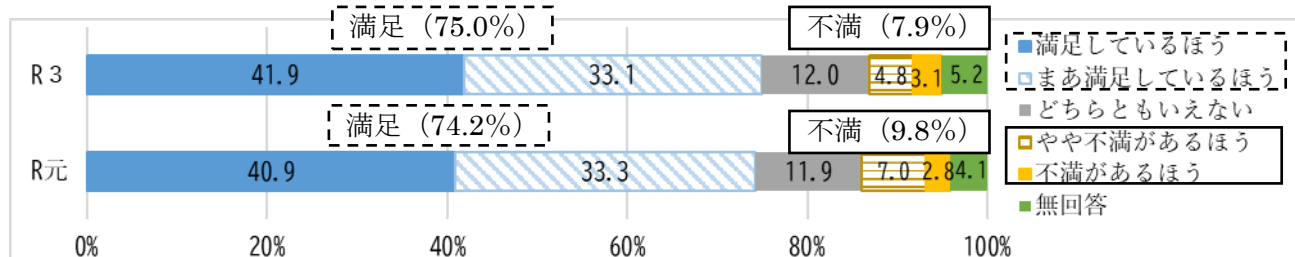
#### (3) 生活意識について

栄区を「安全・安心なまち」と感じている方は 90.0%（R 元：84.6%）と高く、生活環境において、満足度が最も高い項目は「ごみの収集、リサイクル活動」であり、不満度が最も高い項目は「バスの利便性」となっています。

### <参考>

#### (1) 栄区での生活の満足度について

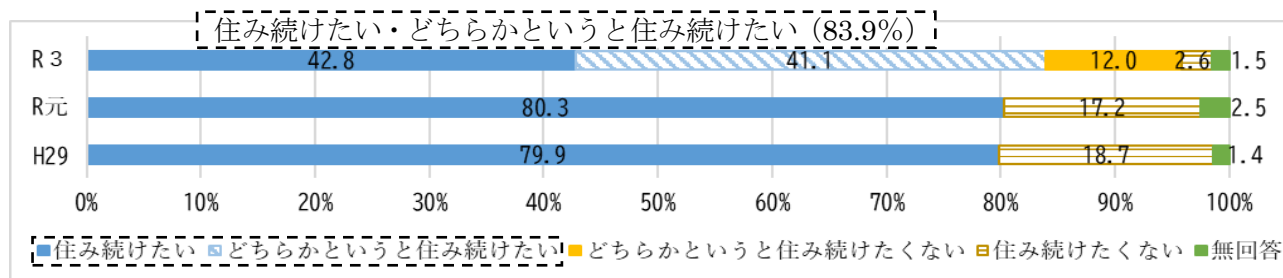
あなたは、栄区での生活に満足していますか。（n=1,481）



<裏面あり>

## (2) 定住意向について

- あなたは、現在お住まいの地域に住み続けたいですか。(n=1,481)



※R 3 より 選択肢が変更になっているため、過去との比較は参考です。

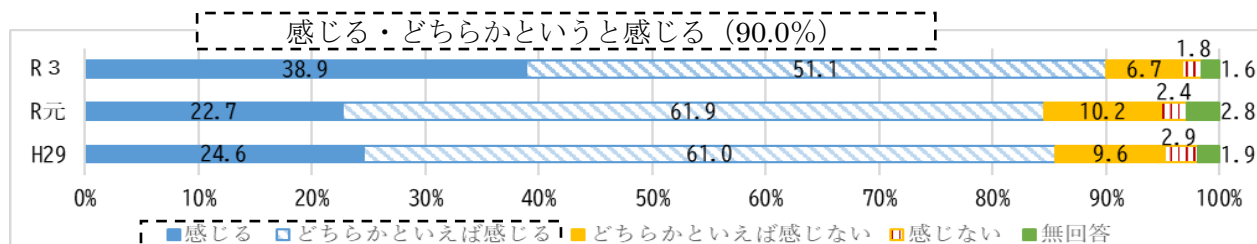
- (住み続けたくない・どちらかというに住み続けたくないと答えた方)

現在お住まいの地域に住み続けたいと思うようになるには、どのようなことが必要とお考えになりますか。※上位3項目(複数回答/n=216)

|                         | R 3   | R元    | H29   |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 1位 交通の便が良くなる            | 63.0% | 63.8% | 62.8% |
| 2位 スーパーや商店街が増え買い物が便利になる | 55.6% | 63.8% | 62.5% |
| 3位 都市基盤(道路、公園等)が整備される   | 28.7% | 22.5% | 21.5% |

## (3) 生活意識について

- 栄区は、安全・安心なまちだと感じますか。(n=1,481)



- あなたは、現在の生活環境について、どの程度満足していますか。

| (満足・やや満足の上位3項目)  | R 3   | R元    | H29   |
|------------------|-------|-------|-------|
| 1位 ごみの収集、リサイクル活動 | 79.3% | 78.3% | 79.6% |
| 2位 緑地と水辺環境       | 76.7% | 73.7% | 74.5% |
| 3位 公園            | 74.2% | 67.7% | 68.6% |

| (不満・やや不満の上位3項目) | R 3   | R元    | H29   |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 1位 バスの利便性       | 38.5% | 34.8% | 38.0% |
| 2位 買い物環境        | 34.6% | 33.9% | 37.0% |
| 3位 幹線道路の整備      | 28.6% | 30.8% | 33.6% |



# 令和3年度 栄区区民意識調査 結果概要

## 【調査概要】

- 調査対象 : 住民基本台帳から無作為抽出した栄区在住の20歳以上の男女3,000人
- 調査期間 : 令和3年11月15日～12月3日
- 調査手法 : 郵送配布、郵送回収
- 設問数 : 36問
- 回収数 : 1,481件 (回収率49.4%)

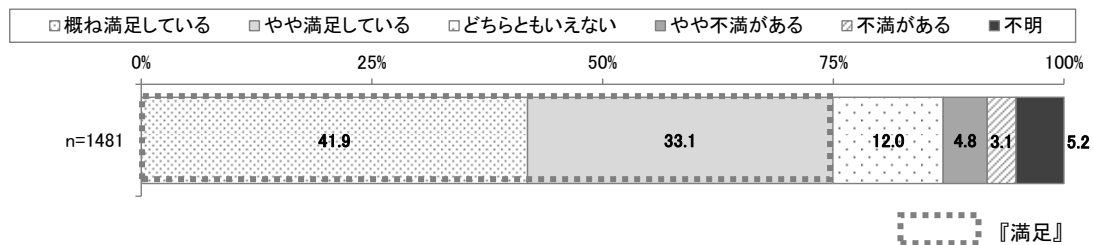
## 【調査結果】

### 1. 生活の満足度

#### ① 栄区での満足度：

- ・ 「概ね満足している」が41.9%を占め、「やや満足している」(33.1%)を合わせると7割以上が『満足』していると回答している。一方、「やや不満がある」、「不満がある」の合計の割合は7.9%である。

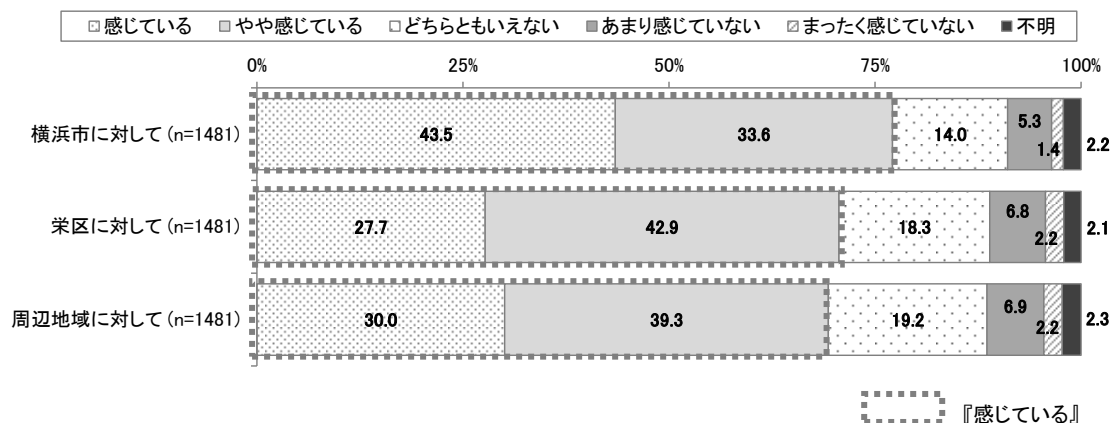
問1 栄区での生活にどの程度満足していますか。



#### ② 横浜市、栄区、周辺地域への愛着や誇り：

- ・ 横浜市に対する愛着や誇りを『感じている』の割合は、「感じている」、「やや感じている」を合わせて77.1%に達する。
- ・ 栄区、周辺地域に対して愛着や誇りを『感じている』の割合は、「感じている」、「やや感じている」を合わせて、それぞれ70.6%、69.3%である。

問2 横浜市に対して、愛着や誇りを感じていますか。

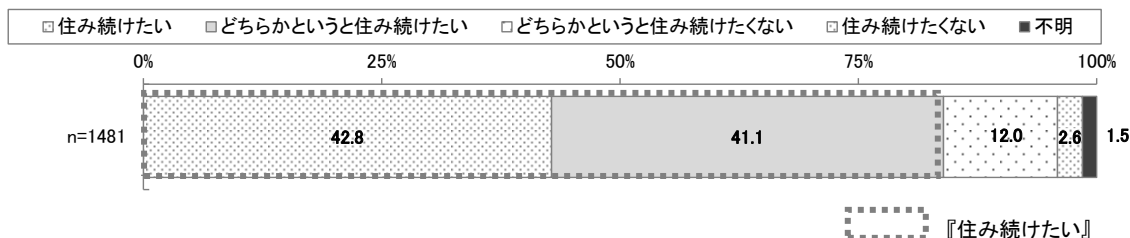


## 2. 定住意向

### ① 定住意向：

- ・ 「住み続けたい」と「どちらかというに住み続けたい」を合わせた現在の居住地に『住み続けたい』の割合は 83.9%である。

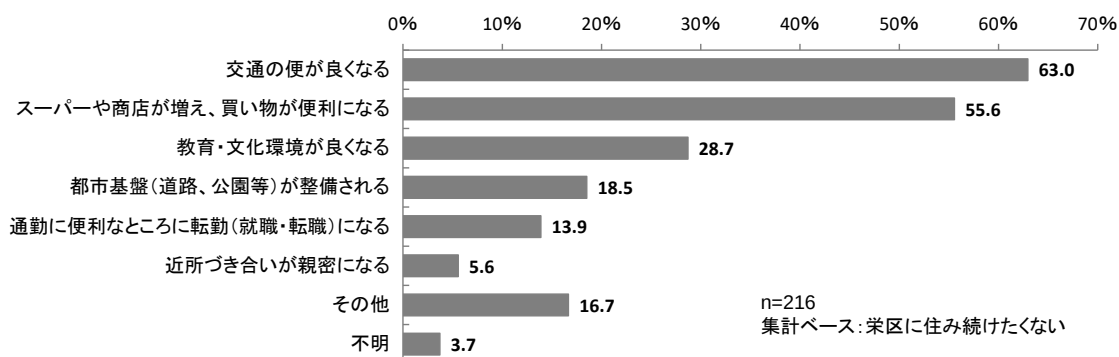
問3 現在お住まいの地域に住み続けたいですか。



### ② 住み続けたいと思うようになるのに必要なこと：

- ・ 「交通の便が良くなる」、「スーパーや商店が増え、買い物が便利になる」が5割を超え、他の項目を大きく上回る。

問3-1 住み続けたいと思うようになるには、どのようなことが必要とお考えになりますか。(〇は3つまで)

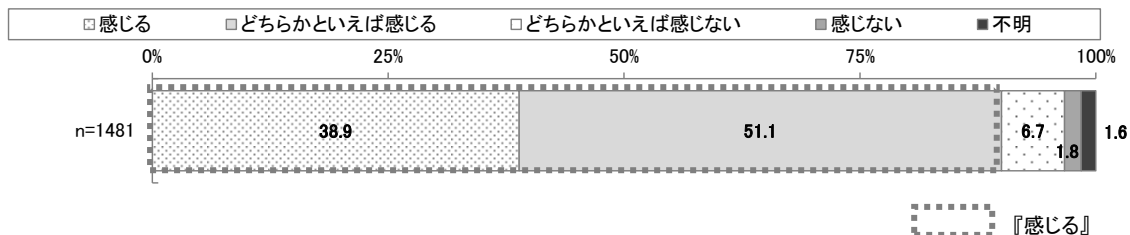


## 3. 生活意識

### ① 安全なまちだと感じるか：

- ・ 安全なまちだと「感じる」の割合は 38.9%で、「どちらかといえば感じる」を合わせると 90.0%が安全だと感じている。

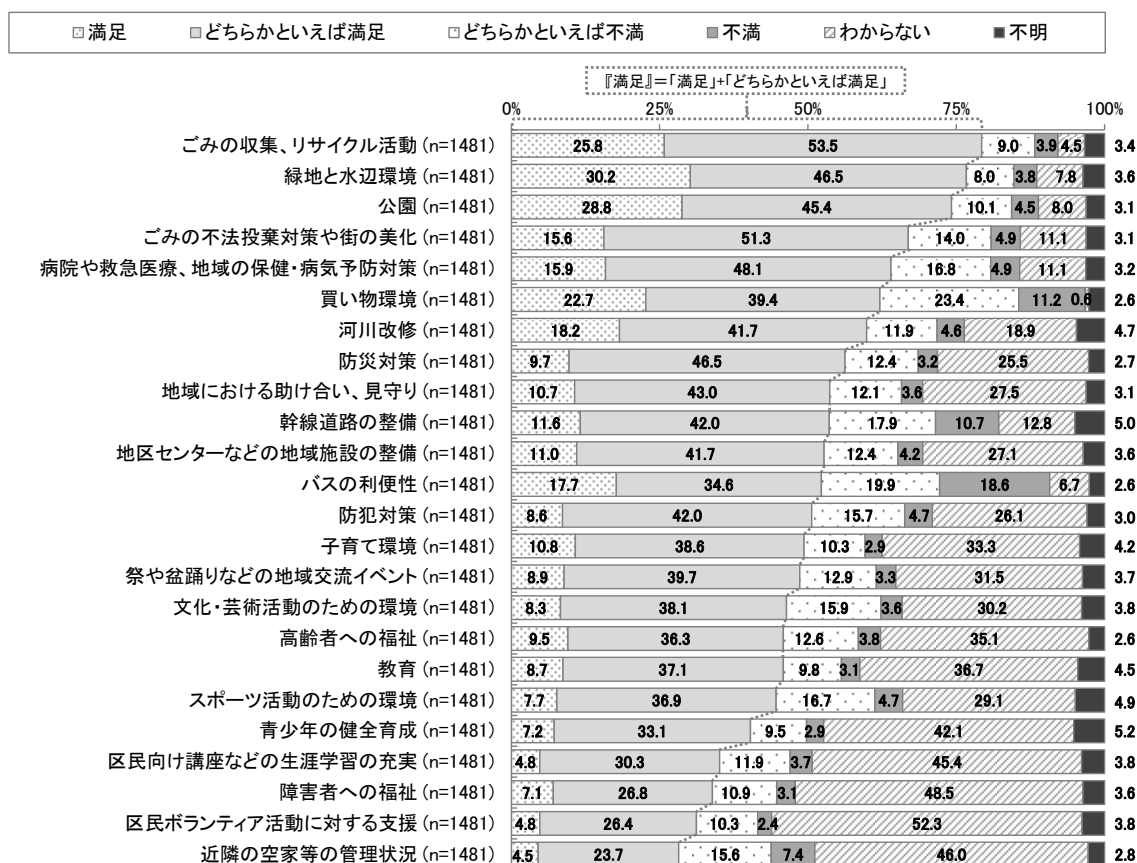
問4 栄区は安全・安心なまちだと感じますか。



## ② 生活環境への満足度：

- 「満足」、「どちらかといえば満足」の合計が最も高いのは「ごみの収集、リサイクル活動」で、「緑地と水辺環境」、「公園」、「ごみの不法投棄対策や街の美化」、「病院や救急医療、保健・病気予防対策」、「買い物環境」と続く。

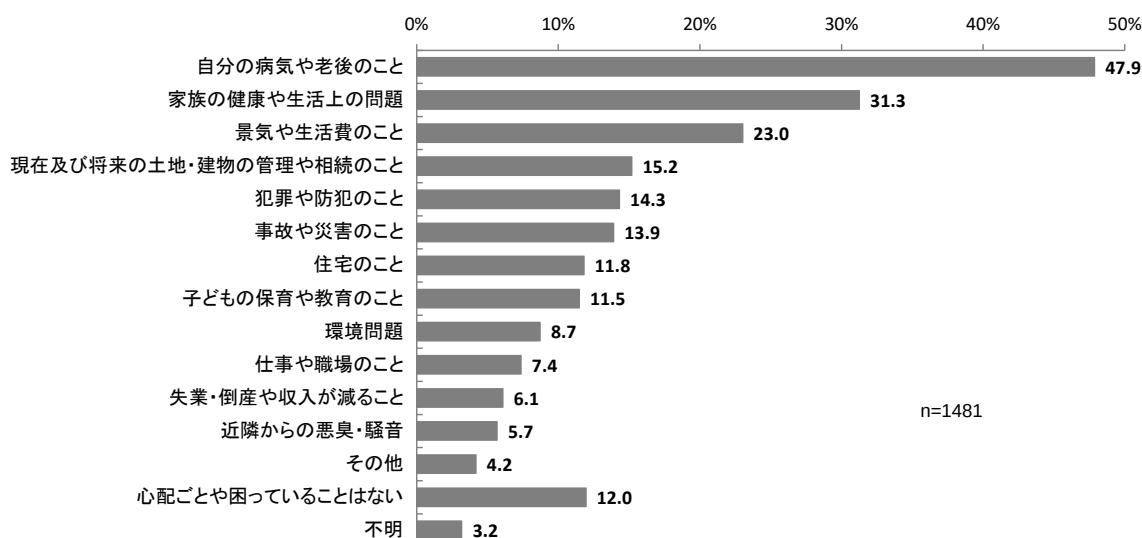
問5 以下の項目について、どの程度満足していますか。



## ③ 心配ごとや困っていること：

- 「自分の病気や老後のこと」が 47.9%で最も高く、次いで「家族の健康や生活上の問題」(31.3%)、「景気や生活費のこと」(23.0%)と続く。

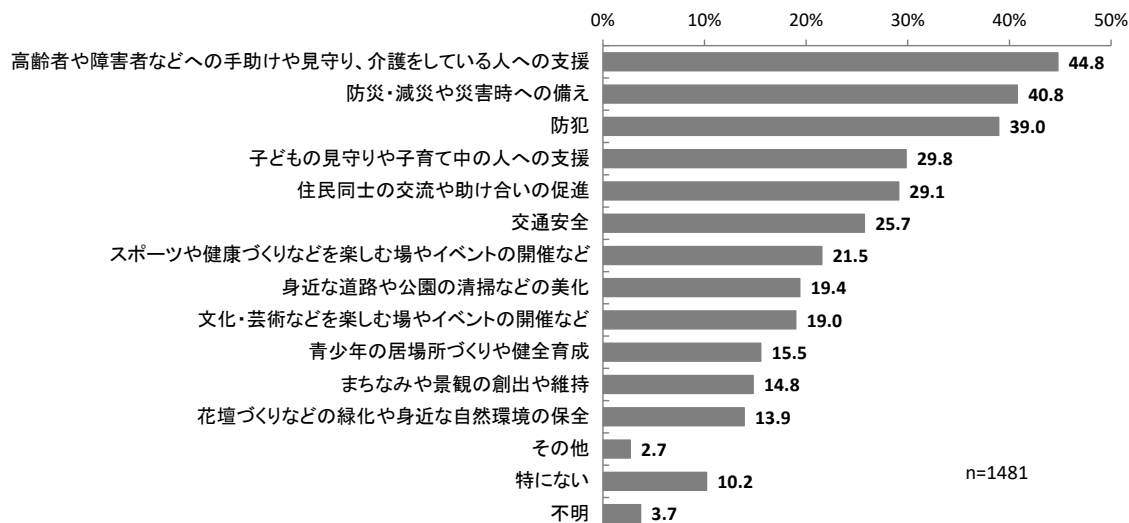
問6 近頃、ご自身やご家族の生活のことで心配ごとや困っていることがありますか。(○は3つまで)



④ 取り組むべき課題：

- ・ 「高齢者や障害者などへの手助けや見守り、介護をしている人への支援」が44.8%で最も高く、「防災・減災や災害時への備え」、「防犯」と続く。

問7 お住まいの地域で、取り組むべき課題にはどのようなものがあると思いますか。(〇はいくつでも)

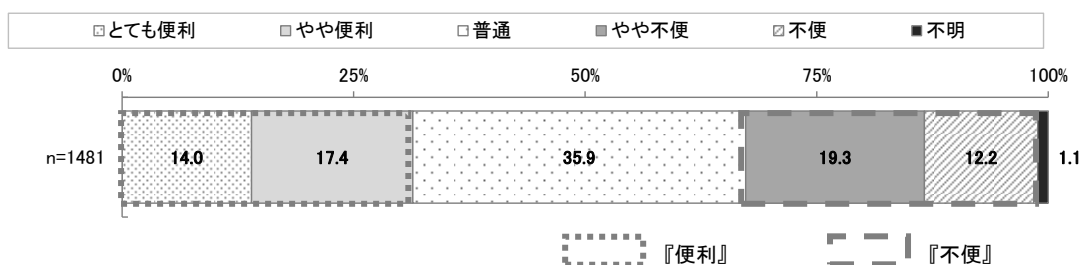


4. 道路・交通について

① 道路・交通について：

- ・ 31.4%が「とても便利」、「やや便利」（以下『便利』）と回答している。「やや不便」、「不便」（以下『不便』）の合計は31.5%で、『便利』と『不便』がほぼ同じ割合で拮抗している。

問8 お住まいの地域の道路・交通環境や利便性はいかがですか。

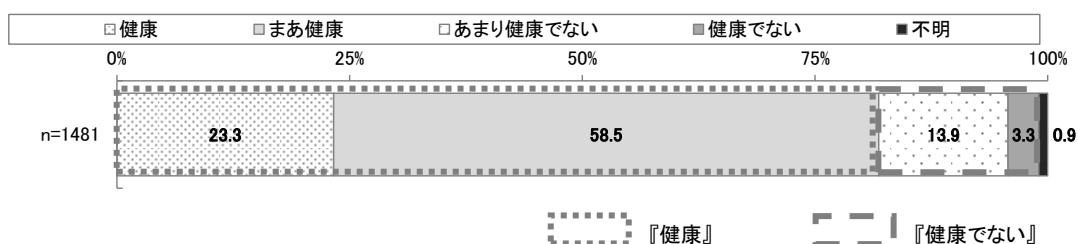


5. 健康福祉について

① 健康状態：

- ・ 「健康」、「まあ健康」の合計『健康』の割合は8割を超え、「あまり健康でない」、「健康でない」の合計『健康でない』を大きく上回る。

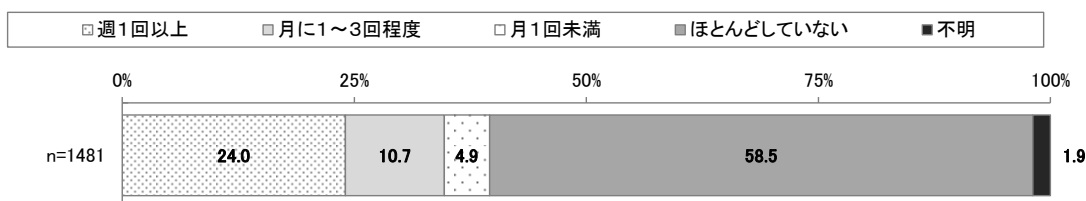
問9 現在のご自身の健康状態について、どのように思いますか。



② スポーツ頻度：

- ・ 「週に1回以上」の割合は24.0%、「ほとんどしていない」は58.5%である。

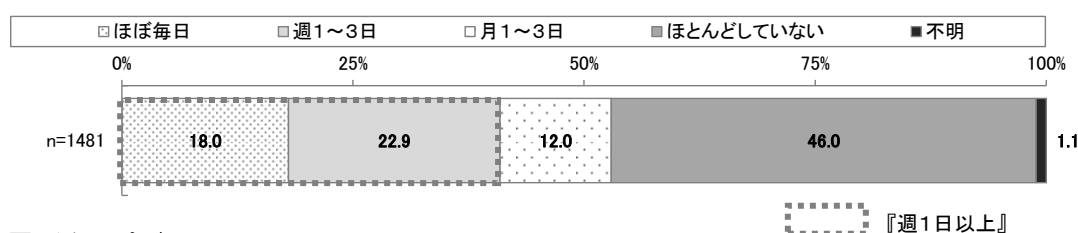
問10 どのくらいの頻度でスポーツをしていますか。



③ ウォーキング頻度：

- ・ 「ほぼ毎日」の割合は18.0%、「週1~3日」を合わせた『週1日以上』は40.9%である。一方、「ほとんどしていない」は46.0%である。

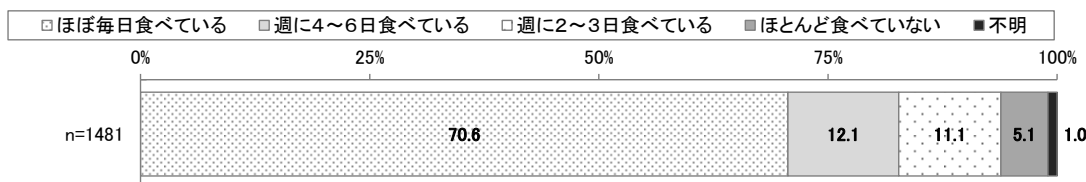
問11 日常の外出以外で、健康のためにどのくらいウォーキングをしていますか。



④ 1日2回以上の食事：

- ・ 「ほぼ毎日食べている」が70.6%で、「ほとんど食べていない」は5.1%である。

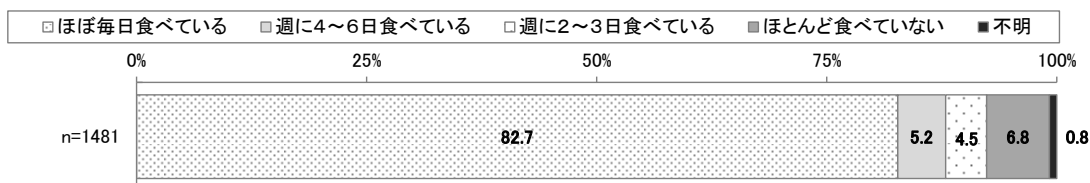
問12 1日2回以上、主食・主菜・副菜すべてを食べるのは週に何回ありますか。



⑤ 朝食：

- ・ 「ほぼ食べている」が82.7%で、「ほとんど食べていない」は6.8%である。

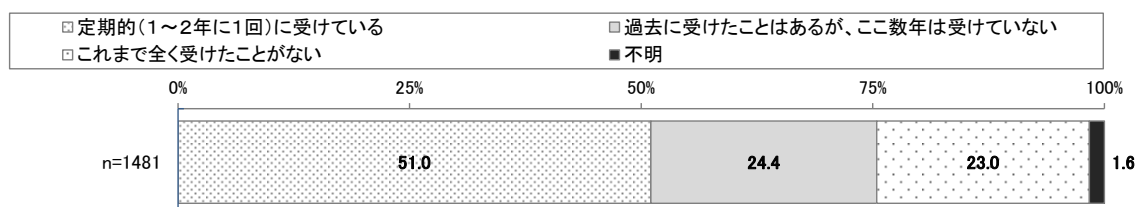
問13 朝食を週にどのくらい食べていますか。



⑥ がん検診：

- ・ 「定期的（1~2年に1回）に受けている」が51.0%で、「これまで全く受けたことがない」は23.0%である。

問14 がん検診を受けていますか。

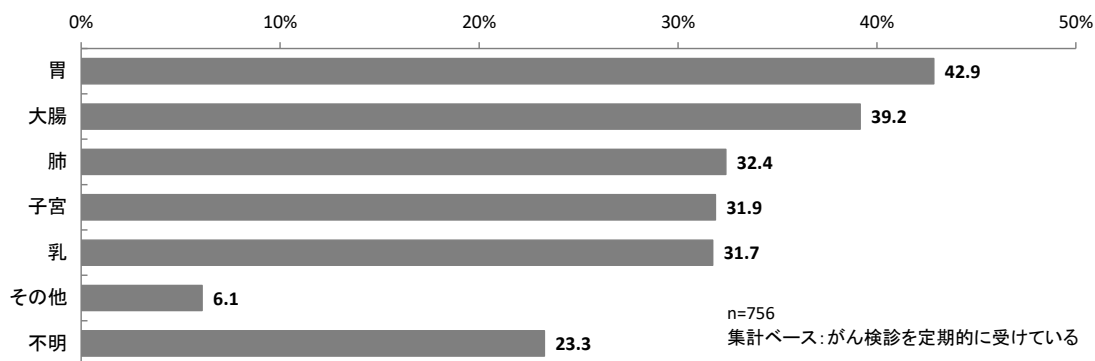




⑦ がん検診部位：

- ・ 全体では「胃」が42.9%で最も高く、「大腸」、「肺」、「子宮」、「乳」の順。

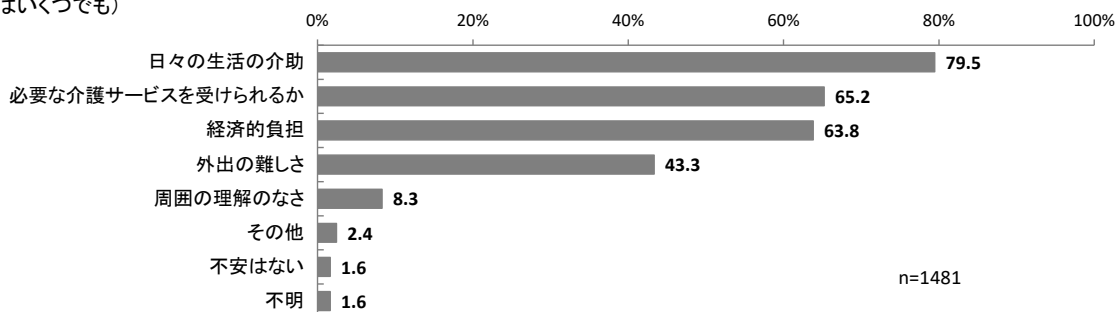
問14 がん検診を受けている部位はどこですか。(〇はいくつでも)



⑧ 介護に対する不安

- ・ 「日々の生活の介助」が79.5%で最も高い。「必要な介護サービスを受けられるか」、「経済的負担」が続ぎ、6割を超えている。

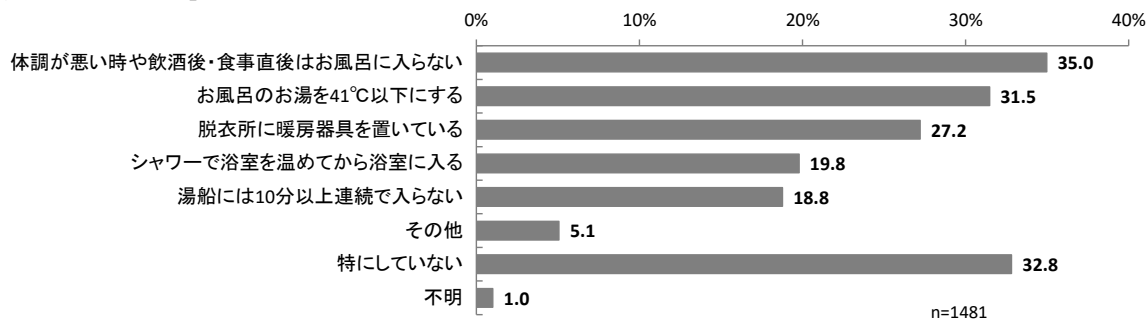
問15 もしご自身やご家族が病気や障害で介護が必要な状況だったとしたら、どんなことが不安だと思いますか。(〇はいくつでも)



⑨ 「ヒートショック」対策について

- ・ 「体調が悪い時や飲酒後・食事直後はお風呂に入らない」が35.0%で最も高い。「お風呂のお湯を41℃以下にする」、「脱衣所に暖房器具を置いている」が続ぎ、2割を超えている。

問16 「ヒートショック」の対策をしていますか。(〇はいくつでも)

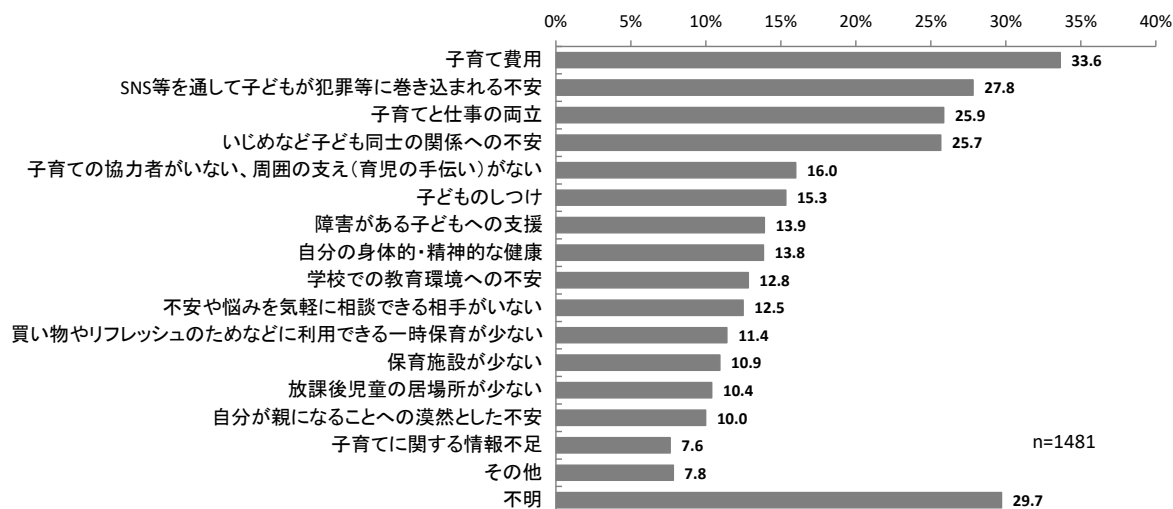


## 6. 子育てについて：

### ① 子育てについての課題や不安

- ・ 「子育て費用」が33.6%で最も高い。次いで「SNS等を通して子どもが犯罪等に巻き込まれる不安」(27.8%)、「子育てと仕事の両立」(25.9%)、「いじめなど子ども同士の関係への不安」(25.7%)と続く。

問17 子育てについて、課題や不安となることは何だと思いますか。(〇はいくつでも)

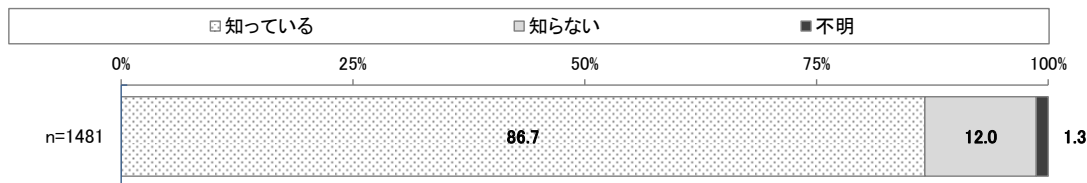


## 7. 防災について

### ① 地区の避難所の場所の認知：

- ・ 地区の避難所の場所を「知っている」の割合は86.7%である。

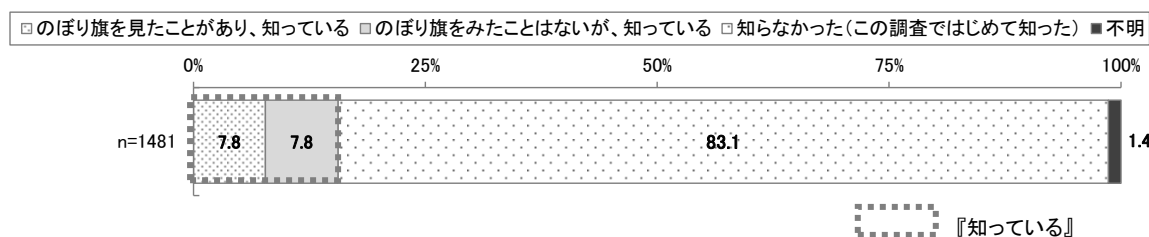
問18 ご自身の住む地区の避難所がどこかを知っていますか。



### ② のぼり旗を掲出することの認知：

- ・ のぼり旗を掲出することを「知らなかった(この調査ではじめて知った)」の割合は83.1%である。「のぼり旗を見たことがあり、知っている」、「のぼり旗をみたことはないが、知っている」を合わせた『知っている』の割合は15.6%である。

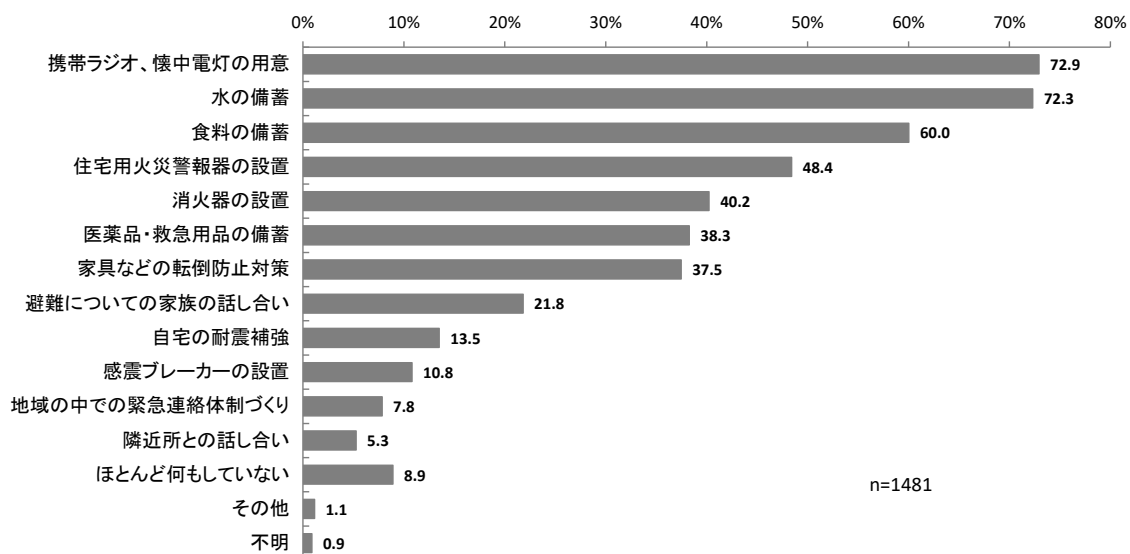
問19 災害時、開設する医療機関は、のぼり旗を掲出することを知っていますか。



③ 災害に対する備え：

- ・ 「携帯ラジオ、懐中電灯の用意」が 72.9%で最も高い。次いで「水の備蓄」(72.3%)、「食料の備蓄」(60.0%)と続く。

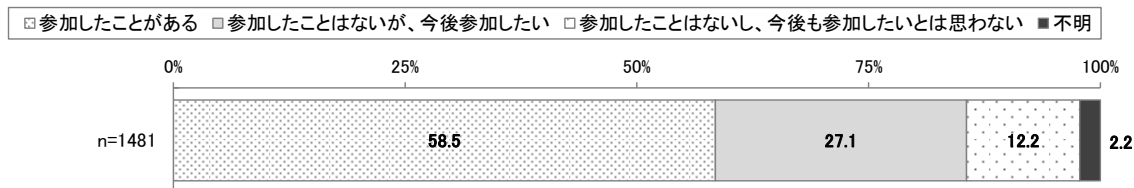
問20 あなたの家では、震災等の災害に対する備えをしていますか。(〇はいくつでも)



④ 防災訓練への参加：

- ・ 「参加したことがある」は 58.5%で、「参加したことはないが、今後参加したい」は 27.1%である。一方、「参加したことはないし、今後も参加したいとは思わない」は 12.2%である。

問21 防災訓練に参加したことがありますか。

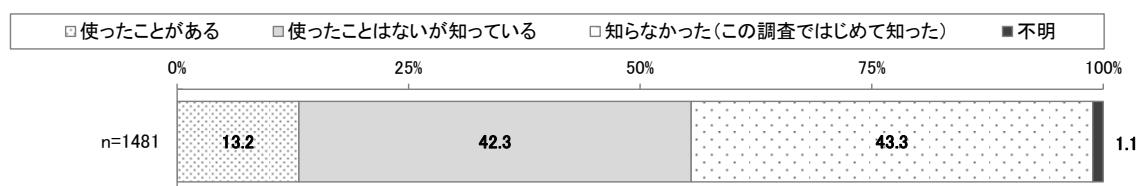


8. 救急について：

① 横浜市救急相談センター認知：

- ・ 「使ったことがある」は 13.2%、「使ったことはないが知っている」は 42.3%で、合計の認知率は5割強である。

問22 救急車を呼ぶか迷ったときの救急相談電話、#7119(横浜市救急相談センター)を知っていますか。

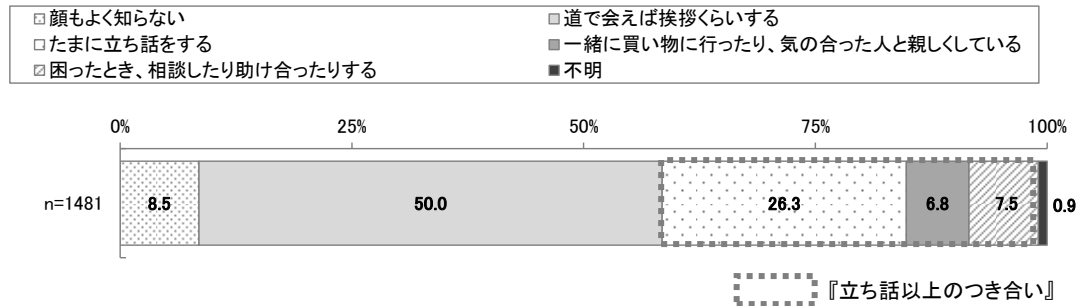


## 9. 地域のつながりについて：

### ① 隣近所とのつき合い方：

- ・ 「道で会えば挨拶くらいする」は 50.0%、「たまに立ち話をする」は 26.3%である。「たまに立ち話をする」、「一緒に買い物に行ったり、気の合った人と親しくしている」、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」を合わせた『立ち話以上のつき合い』は 40.6%である。

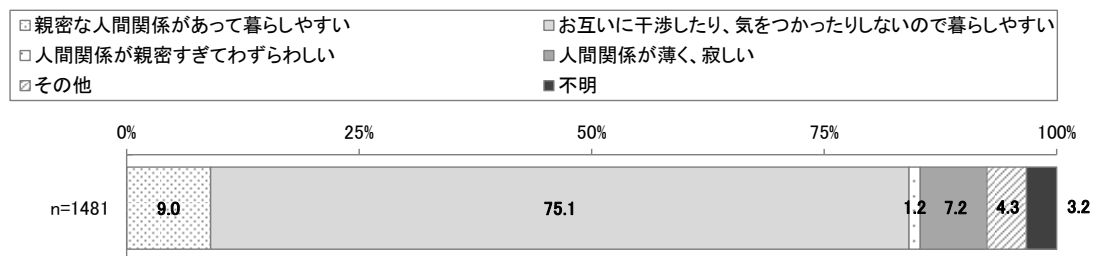
問23 隣近所とどのようなつき合い方をしていますか。



### ② 隣近所のつき合いについて感じること：

- ・ 「お互いに干渉したり、気をつかったりしないので暮らしやすい」と感じている割合が 75.1%で最も高い。「親密な人間関係があって暮らしやすい」は 9.0%である。「人間関係が薄く、寂しい」と感じている人も 7.2%いる。

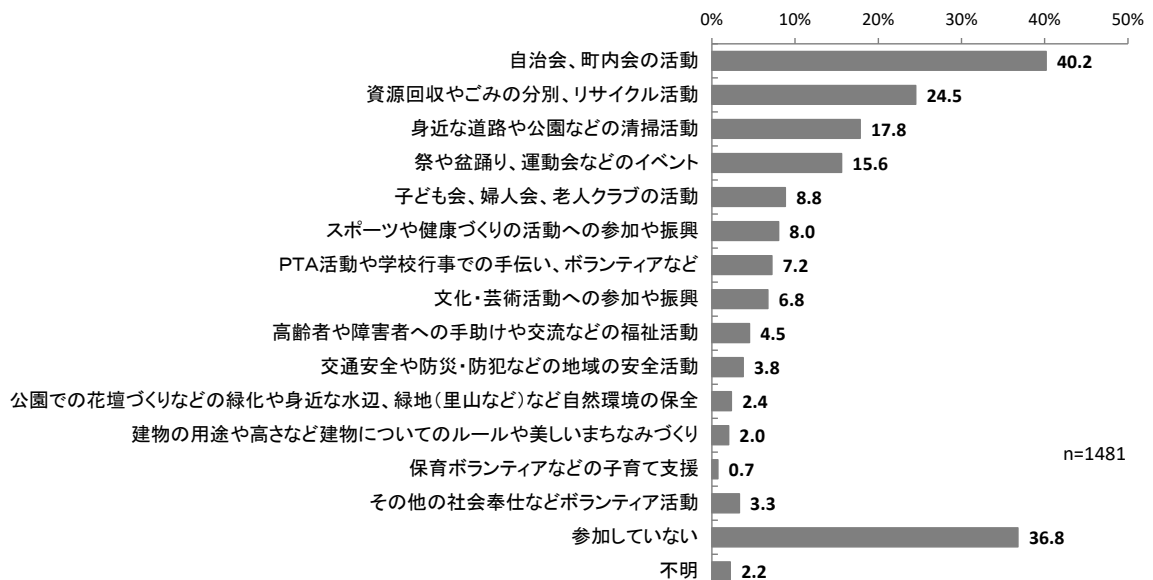
問24 隣近所とのつき合いについてどのように感じていますか。



### ③ 地域活動への参加

- ・ 「自治会、町内会の活動」が 40.2%で最も高く、次いで「資源回収やごみの分別、リサイクル活動」(24.5%)、「身近な道路や公園などの清掃活動」(17.8%)、「祭や盆踊り、運動会などのイベント」(15.6%)と続く。

問25 あなたはどのような地域活動に参加していますか。(〇はいくつでも)

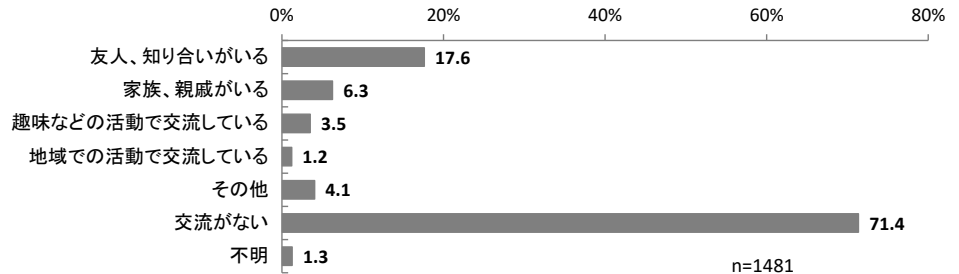


## 10. 多文化共生について

### ① 国籍や民族が異なる人との交流：

- ・ 「交流がない」が71.4%を占めている。「友人、知り合いがいる」は17.6%、「家族、親戚がいる」は6.3%である。

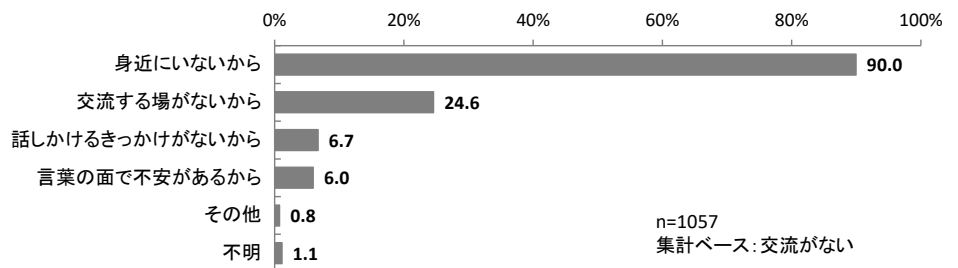
問26 あなたは、国籍や民族などがあなたと異なる人とどのような交流がありますか。(〇はいくつでも)



### ② 国籍や民族が異なる人との交流がない理由：

- ・ 「身近にいないから」が90.0%で最も高く、「交流する場がないから」(24.6%)、「話しかけるきっかけがないから」(6.7%)、「言葉の面で不安があるから」(6.0%)と続く。

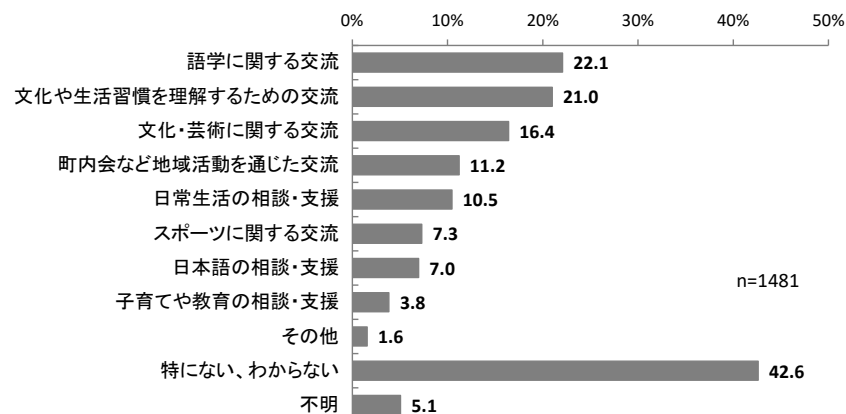
問26-1 国籍や民族などがあなたと異なる人と交流がないのはなぜですか。(〇はいくつでも)



### ③ 国籍や民族が異なる人としてみたい・している交流：

- ・ 「語学に関する交流」が22.1%で最も高く、「文化や生活習慣を理解するための交流」(21.0%)、「文化・芸術に関する交流」(16.4%)、「町内会など地域活動を通じた交流」(11.2%)、「日常生活の相談・支援」(10.5%)と続く。

問27 あなたは国籍や民族などが異なる人とどのような交流をしてみたい、又はしていますか。(〇はいくつでも)



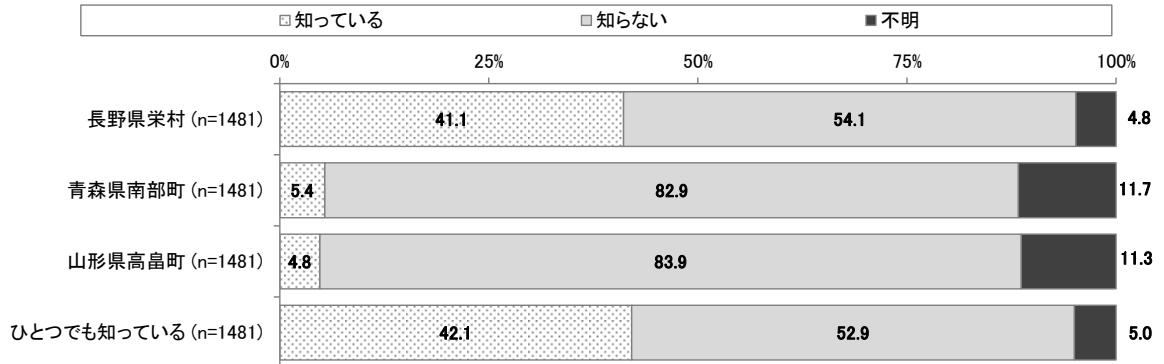


## 11. 友好交流都市について

### ① 栄区の友好交流都市の認知度：

- ・ 「長野県栄村」は 41.1%、「青森県南部町」は 5.4%、「山形県高畠町」は 4.8%である。また、どれかひとつでも知っている割合は、42.1%。

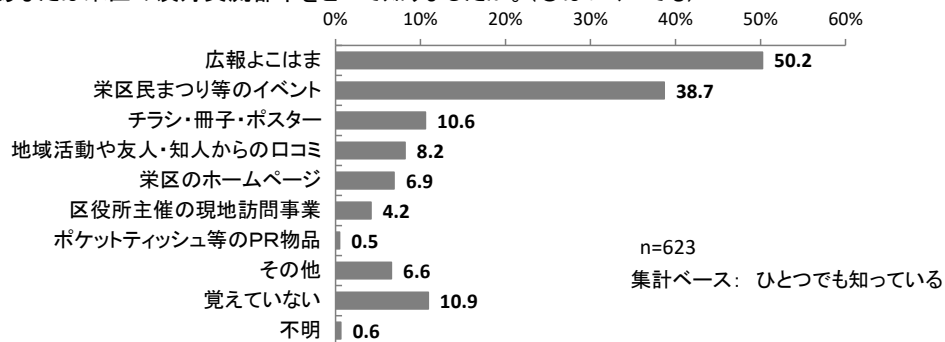
問28 あなたは栄区の友好交流都市を知っていますか。(〇はそれぞれ1つ)



### ② 友好交流都市を知った媒体：

- ・ 「広報よこはま」が 50.2%で最も高く、「栄区民まつり等のイベント」(38.7%)、「チラシ・冊子・ポスター」(10.6%)、「地域活動や友人・知人からの口コミ」(8.2%)と続く。

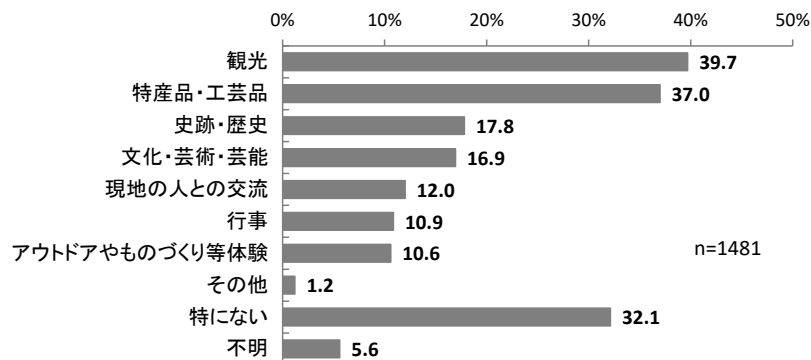
問28-1 あなたは栄区の友好交流都市をどこで知りましたか。(〇はいくつでも)



### ③ 興味のある友好交流都市の内容：

- ・ 「観光」が 39.7%で最も高く、「特産品・工芸品」(37.0%)、「史跡・歴史」(17.8%)、と続く。一方、「特にない」は 32.1%。

問29 あなたは友好交流都市の何に興味がありますか。(〇はいくつでも)

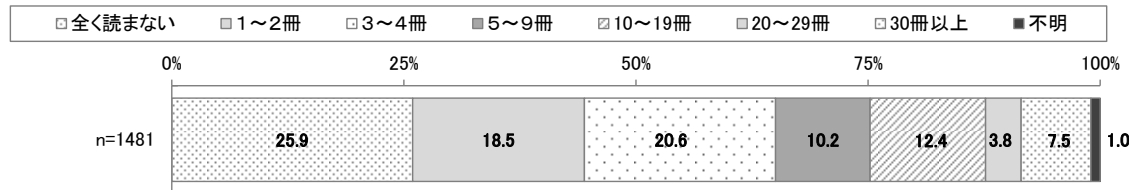


## 12. 読書について

### ① 1年間に読む本：

- ・ 「全く読まない」が25.9%で最も高く、「3～4冊」(20.6%)、「1～2冊」(18.5%)と続く。

問30 過去1年間に何冊くらい本(電子書籍を含む)を読みましたか。※雑誌、漫画を除く

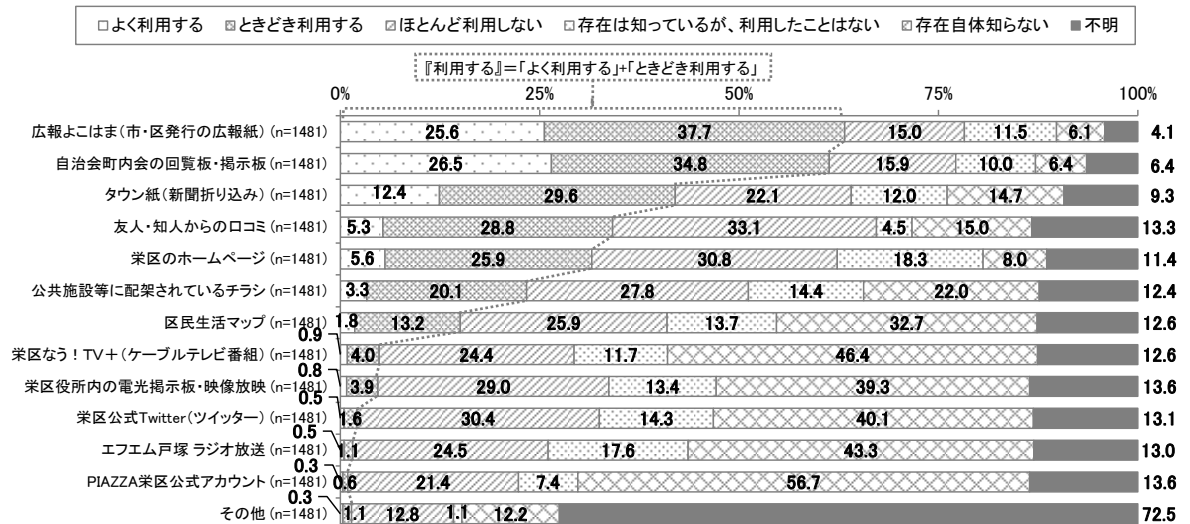


## 13. 広報について

### ① 栄区の情報入手時の利用媒体：

- ・ 「よく利用する」と「ときどき利用する」を合わせた『利用する』では、「広報よこはま(市・区発行の広報紙)」が63.3%で最も高く、「自治会町内会の回覧板・掲示板」(61.3%)、「タウン紙(新聞折り込み)」(42.0%)と続く。

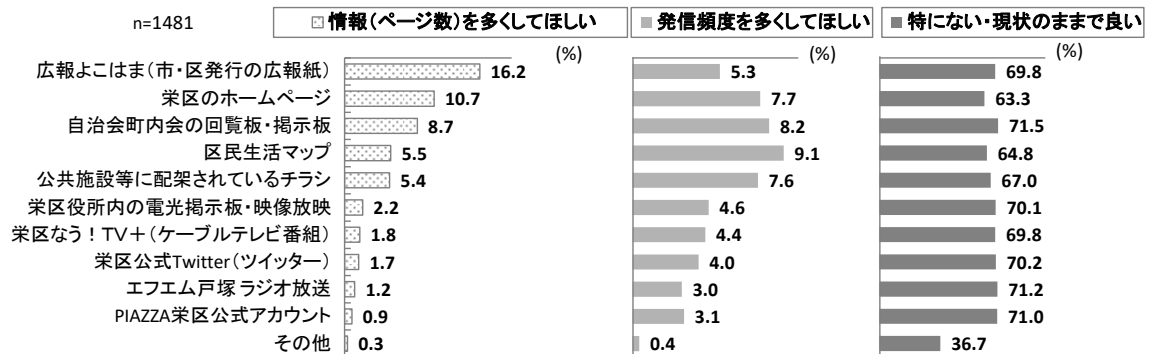
問31 あなたは普段、栄区の情報入手するとき、どのようなものを利用していますか。(○はそれぞれ1つ)



### ② 栄区の情報で充実してほしいもの：

- ・ 【情報(ページ数)を多くしてほしい】で最も高いのは、「広報よこはま(市・区発行の広報紙)」。
- ・ 【発信頻度を多くしてほしい】媒体の最も高いのは、「区民生活マップ」。
- ・ 【特にない・現状のままで良い】媒体の最も高いのは、「自治会町内会の回覧板・掲示板」。

問32 栄区の情報を得る中で、より内容を充実させてほしいものはありますか。(○はいくつでも)

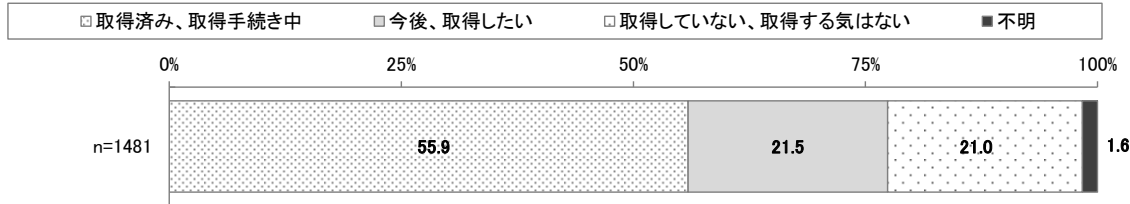


#### 14. マイナンバーカードについて：

##### ① マイナンバーカードの取得状況：

- ・ マイナンバーカードの取得率(取得済み、取得手続き中)は 55.9%、「今後取得したい」は 21.5%、「取得する気はない」が 21.0%である。

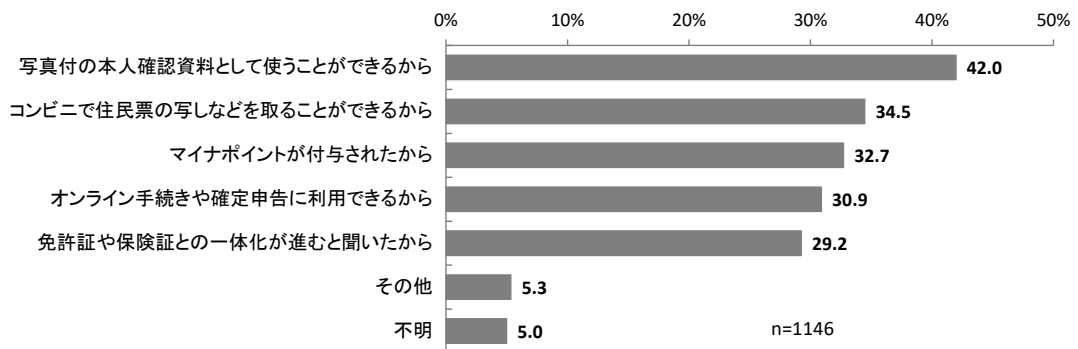
問33 栄区では、マイナンバーカードを皆様にお持ちいただき、ご活用いただきたいと考えています。  
あなたは、マイナンバーカードを取得しましたか。(〇は1つ)



##### ② マイナンバーカードを取得した、または取得したい理由：

- ・ 「写真付の本人確認資料として使うことができるから」が 42.0%で最も高く、次いで「コンビニで住民票の写しなどを取ることができるから」が 34.5%で続く。

問33-1 マイナンバーカードを取得した、または取得したい理由はなんですか。(〇はいくつでも)

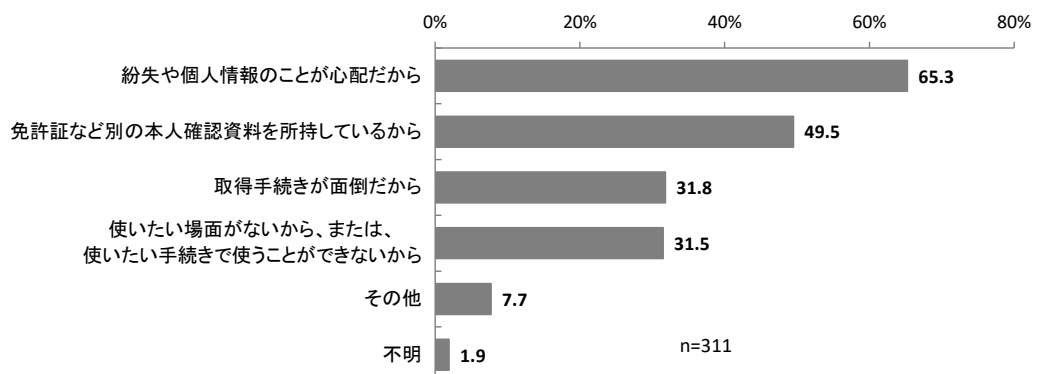


集計ベース：取得済み、取得手続き中、今後取得したい

##### ③ マイナンバーカードを取得していない、取得する気はない理由：

- ・ 「紛失や個人情報のことが心配だから」が 65.3%で最も高く、次いで「免許証など別の本人確認資料を所持しているから」が 49.5%で続く。

問33-2 マイナンバーカードを取得していない、取得する気はない理由はなんですか。(〇はいくつでも)

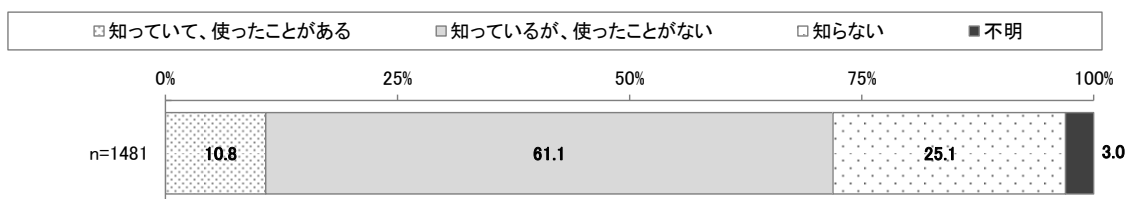


集計ベース：取得していない、取得する気はない

④ マイナンバーカードの活用したコンビニ交付サービスの利用：

- ・ 「知っているが、使ったことがない」が 61.1%で最も高く、「知っていて、使ったことがある」は 10.8%である。

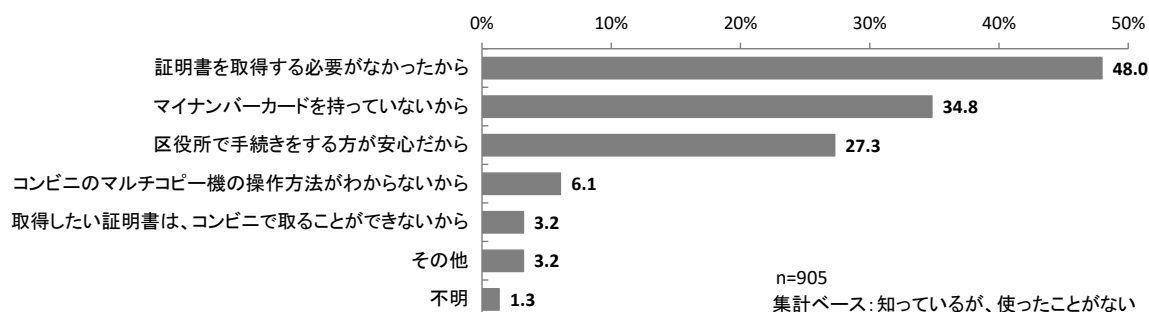
問34 マイナンバーカードを活用して、コンビニのマルチコピー機で住民票の写しなどの証明書を取得できるコンビニ交付サービスがあります。コンビニ交付サービスを使ったことがありますか。(○は1つ)



⑤ コンビニ交付サービスを知っているが、使ったことがない理由：

- ・ 「証明書を取得する必要がなかったから」が 48.0%で最も高く、「マイナンバーカードを持っていないから」、「区役所で手続きをする方が安心だから」と続く。

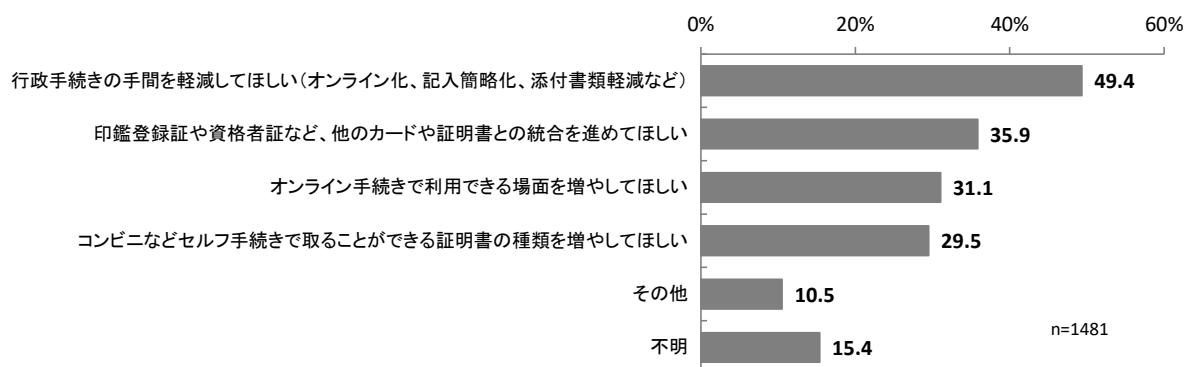
問34-1 コンビニ交付サービスを知っているが、使ったことがない理由は何ですか。(○はいくつでも)



⑥ マイナンバーカードに期待される機能：

- ・ 「行政手続きの手間を軽減してほしい(オンライン化、記入簡略化、添付書類軽減など)」が 49.4%で最も高く、「印鑑登録証や資格者証など、他のカードや証明書との統合を進めてほしい」、「オンライン手続きで利用できる場面を増やしてほしい」、「コンビニなどセルフ手続きで取ることができる証明書の種類を増やしてほしい」と続く。

問35 マイナンバーカードにどのような機能を期待しますか。○はいくつでも)

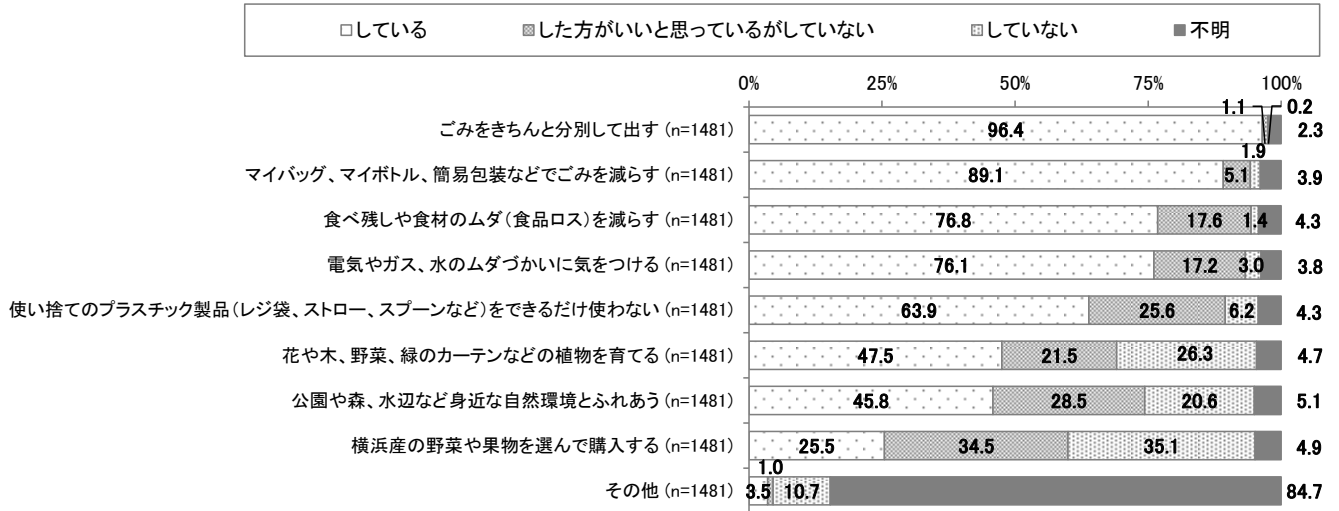


## 15. 環境行動について：

### ① 環境行動の実践：

- ・ 「している」の割合が高い順に、「ごみをきちんと分別して出す」(96.4%)、「マイバッグ、マイボトル、簡易包装などでごみを減らす」(89.1%)、「食べ残しや食材のムダ(食品ロス)を減らす」(76.8%)、「電気やガス、水のムダづかいに気をつける」(76.1%) 等である。

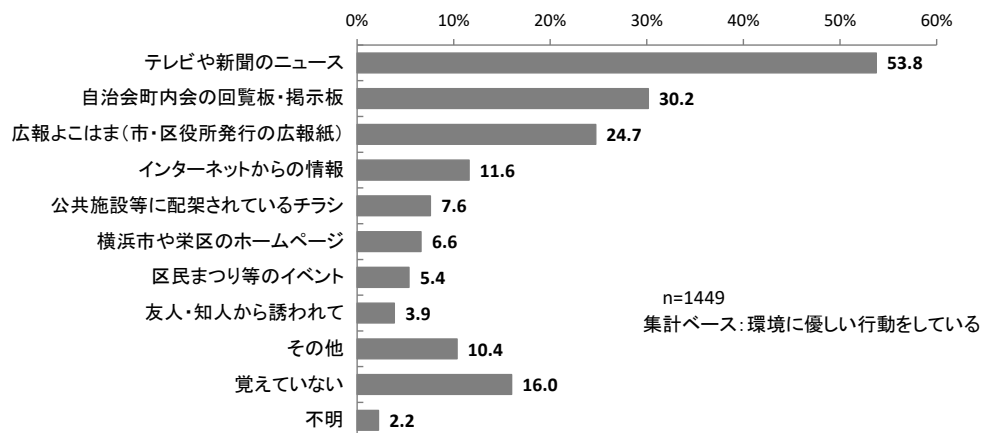
問36 あなたは普段、次にあげる個人でできる環境にやさしい行動(=「環境行動」)をしていますか。(○はそれぞれ1つ)



### ② 環境行動を始めたきっかけ：

- ・ 「テレビや新聞のニュース」が53.8%と最も高く、次いで「自治会町内会の回覧板・掲示板」(30.2%)、「広報よこはま(市・区役所発行の広報紙)」(24.7%)と続く。

問36-1 その環境行動を始めたきっかけはなんですか。(○はいくつでも)



## 令和 4 年度栄区みんなが主役のまちづくり協働推進事業補助金の募集について（ご案内）

地域の皆さまには、日頃より栄区政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。  
区民の皆様による地域課題の解決や地域の魅力づくりにつながる活動を支援するため、  
標記補助金の令和 4 年の募集の受付を開始しますのでお知らせします。

### 1 制度概要

【対象事業】 区民が団体・グループを構成して行う主体的な活動  
栄区内の地域課題の解決や魅力づくりにつながる活動 等  
※原則として活動の立ち上げまたは拡充を目的としていること。

【申請限度】 2 回まで

※当該年度の予算の成立を前提とします。  
また、年度ごとの審査のため、毎年補助を保証するものではありません。

【補助率と上限額】

|             |               | 初回     | 2 回目  | 3 回目※  |
|-------------|---------------|--------|-------|--------|
| 上<br>限<br>額 | ベーシックコース      | 5 万円   |       |        |
|             | アドバンス制度       | 20 万円  | 15 万円 |        |
|             | サロン・居場所づくりコース | 2 万円   |       |        |
| 補助率         |               | 3 分の 2 |       | 2 分の 1 |

※令和 2 年度以前に申請実績のある団体は、経過措置として 3 回まで申請できます。

### 2 募集期限

令和 4 年 3 月 7 日（月）から 3 月 31 日（木）まで

### 3 依頼事項

各自治会・町内会の掲示版にチラシ（掲示用）の掲出をお願いします。

### 4 その他

- ・地区センター、地域ケアプラザ、地域活動センター等にチラシ（配架用）を配架します。
- ・区ホームページに申請書類及び募集案内等を掲載しています。

URL : [https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/kyodo\\_suishin/](https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kyodo_suishin/) （栄区 みんなが主役 で検索）

|                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担当：区政推進課 地域力推進担当<br>高橋・村山<br>TEL：894-8936 FAX：894-9127<br>Email：sa-chiryoku@city.yokohama.jp |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|

|      |
|------|
| 裏面あり |
|------|



(資料) 制度概要

|      | ベーシックコース                                                                                                            | サロン・居場所づくりコース                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 対象事業 | 区民が団体・グループを構成して行う主体的な活動<br>栄区内の地域課題の解決や魅力づくりにつながる活動<br>区民に広く開かれた活動（団体の会員限定の活動は補助対象外）<br>原則として活動の立ち上げまたは拡充を目的としていること |                                                         |
| 対象者  | 複数の区民等で構成される市民活動団体等                                                                                                 |                                                         |
| 対象経費 | 備品費、使用料・賃借料、講師への謝金、材料・事務費 等                                                                                         |                                                         |
| 補助率等 | 3分の2 ※1                                                                                                             |                                                         |
| 申請限度 | 2回まで ※1                                                                                                             |                                                         |
| 上限額  | 5万円<br>（アドバンス制度利用の場合：初回 20万円<br>2回目以降 15万円）                                                                         | 2万円                                                     |
| 備考   | アドバンス制度：<br>特に行政課題に的確に対応し、自治会・町内会をはじめとした他団体と連携することで地域・区民に幅広く広がりが見込める事業に対し適用する。                                      | ・上限額が低く、簡便な申請書<br>・特に予算規模の小さい事業を想定<br>・基本条件はベーシックコースと同じ |

- ※1 令和2年度までに申請実績がある団体は、経過措置として申請限度は3回まで（3回目の申請は補助率2分の1）とします。
- ※2 サロン・居場所づくりに関する事業はベーシックコースでも申請できます。事業規模に合わせてご活用ください。
- ※3 自治会・町内会名義ではご申請いただけません。自治会・町内会に所属する方々の活動であっても、申請事業に携わるメンバーでグループ（「〇〇サロンの会」など）を立ち上げていただいたうえでご申請ください。その際は、自治会・町内会の範囲に留まらず、地域に広く開かれた活動を行ってください。

# 栄区みんなが主役の

申請 受付中!!

# まちづくり協働推進事業補助金



## 地域のための 活動を応援します！

### 上限額2万円・5万円・15～20万円の3コース!!

(※アドバンス制度利用の場合:初回 20 万円、以降 15 万円)

こんな取り組みに活用されています！

#### ウォーキング 講座の開催

介護予防や仲間づくり  
のため、毎月講座を  
開催しています！



#### シニア向け サロンの立ち上げ

気軽に参加できる  
サロンを開催し  
交流の場を  
つくっています！



#### 花・みどりを 活かした 集いの場

不法投棄等の  
課題を抱えた場所を  
バラ園にリニューアル！  
地域の魅力スポットに  
なりました。



※団体・グループを構成して行う、地域に広く開かれた活動が対象です。

## 募集期限：令和4年3月31日(木)まで

詳しくはこちらから

栄区 みんなが主役

検索



お問い合わせ先：栄区役所 区政推進課 地域力推進担当

TEL：045-894-8936 / FAX：045-894-9127

Eメール：sa-chiryoku@city.yokohama.jp

※この事業は、令和4年度予算案が市会で議決された後に確定となります。

栄区で  
活動している  
団体の皆さまへ

# 栄区みんなが主役の まちづくり協働推進事業補助金

令和4年度分 募集開始！

3月31日まで



区民のだれもが暮らしやすく、活力あるまち栄区を実現するため、区民が団体・グループを構成して行う主体的な活動を支援します。

## ★ベーシックコース

|      |                                                                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業 | 主に栄区民を対象に実施する、栄区内の <u>地域課題の解決</u> や <u>地域の魅力づくり等</u> の事業<br>例) 文化・スポーツの普及活動、地域の安心・安全活動、緑化推進の取組、にぎわいづくり、健康づくり、子育て支援 など |
| 上限額  | <b>5万円</b> (アドバンス制度※の要件を満たす事業 初回： <b>20万円</b> 2回目以降： <b>15万円</b> )                                                    |

※ 条件等詳細についてはお問合せください。

## ★サロン・居場所づくりコース

|      |                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 対象事業 | 主に栄区民を対象に実施する <u>居場所づくり</u><br>例) 交流サロン、子ども食堂、子育て支援サロン、認知症カフェ など |
| 上限額  | <b>2万円</b>                                                       |

申請書は**1枚**！  
ベーシックコースより  
申請手続きが簡単

## ● 各コース共通 ●

|      |                                                                                              |      |              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------|
| 補助率  | <b>3分の2</b>                                                                                  | 申請限度 | 最大 <b>2回</b> |
| 経過措置 | 令和2年度までに申請実績がある団体は、経過措置として申請限度は最大3回まで（3回目の申請時は補助率2分の1）とします。                                  |      |              |
| 対象経費 | 備品費（上限あり）、食糧費（上限あり）、施設・機材等の使用料・賃借料、講師・指導者・協力者への謝金（上限あり）、委託費、材料・事務費（消耗品・広報印刷・通信運搬・会場借上費・保険料）等 |      |              |
| 受付期間 | 令和4年 <b>3月7日（月）</b> から <b>3月31日（木）</b> まで                                                    |      |              |

## ▶ こんな取組に活用されています！！

### ウォーキング 講座の開催

介護予防や仲間づくり  
のため、毎月講座を  
開催しました！



### シニア向けサロンの 立ち上げ

気軽に参加できる  
サロンを開催し  
交流の場を  
ついています。



### 花・みどりを活かした 集いの場

不法投棄等の  
課題を抱えた場所を  
バラ園にリニューアル！  
地域の魅力スポットに  
生まれ変わりました。



## お問合せ先：栄区役所 区政推進課 地域力推進担当

TEL：045-894-8936 / FAX：045-894-9127

Eメール：sa-chiryoku@city.yokohama.jp

ホームページ：[https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/kyodo\\_suishin/](https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kyodo_suishin/)

または **栄区 みんなが主役** で検索

↑ 募集要項や申請書類はホームページよりダウンロードできます。

※ 交付の条件等詳細は募集要項をご覧ください。

※ この事業は、令和4年度予算案が市会で議決された後に確定となります。

# これまでにこんな取り組みに活用されています！

## ■事例1 ウォーキングイベント等の開催

安価で楽しく参加できるウォーキングを毎月開催。  
講座を実施し、より運動効果の高い歩き方も学んでいます。  
ウォーキングを通じて、参加者の健康増進や仲間づくりに繋がっています！

☆主な補助対象経費：  
講師への謝金、保険料、事務費 等



## ■事例2 子どもたちの放課後の居場所づくり



ケアプラザのスペースを利用して、地域の小中学生が  
学習や工作等自由に過ごせる居場所を月1回設置。

子どもたちが安心して過ごせる場所を設け、  
学年を越えた交流に結びついてます。

☆主な補助対象経費：  
材料費（教材、玩具）、消耗品費（事務用品） 等

令和3年度は区内で活動する **12** の団体に補助金を活用していただきました！  
申請してみようか迷っている…という方もまずはお気軽にお問い合わせください！！

### 対象団体

次の要件 すべてを満たしている団体

- (1) 複数の区民等で構成されるボランティアグループ、市民活動団体、NPO・公益法人、企業
- (2) 区民活動団体の代表は栄区に在住、在勤していること。
- (3) 1年以上継続して活動している、または1年以上継続して活動する見込みがあること。
- (4) 宗教・政治・選挙活動を行っていないこと。また、法令等に反する活動を行っていないこと。
- (5) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条に該当しないこと。

## 令和3年度中の空家相談会の中止について（情報提供）

令和4年3月6日（日）に開催を予定していた空家相談会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮し、中止することとします。

なお、令和4年度にも空家相談会を開催することを検討しています。  
具体的な時期等については、改めて、情報提供させていただきます。

### 【参考】予定していた相談会の実施概要（1月定例会にて説明）

日時：令和4年3月6日（日）

午前の部 10：30～12：00 / 午後の部 13：00～16：00

場所：SAKAESTA

構成：午前の部 セミナー / 午後の部 専門家※による個別相談会

※弁護士、宅地建物取引士等

### 【問合せ先】

栄区区政推進課 まちづくり調整担当 清水・横山 電話 894-8095



区連会 2 月定例会資料  
令和 4 年 2 月 21 日  
栄 区 区 政 推 進 課

栄政第 1305 号  
令和 4 年 2 月 21 日

自治会・町内会長 様

横浜市栄区長                      富士田 学  
横浜市市民局長                  石内 亮  
横浜市議会局長                  屋代 英明

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。  
横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。  
市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで皆様の御協力により配布を行ってまいりました。  
令和 4 年度も、新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、市政情報を市民の皆様にお届けしてまいりますので、マスクの着用など感染症対策に御配慮のうえ、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 4 年度予算議決後に確定します。

| 広報紙名        | 発行月                               | 謝金額（1 部あたり）※ |
|-------------|-----------------------------------|--------------|
| 「広報よこはま」    | 毎月                                | 9 円          |
| 「県のたより」     | 毎月                                | 8 円          |
| 「ヨコハマ議会だより」 | 令和 4 年 5 月、8 月、11 月<br>令和 5 年 2 月 | 4 円          |

- (2) 配布先  
貴団体に加入している世帯  
※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。
- (3) 配布時期  
各世帯へ毎月 1 日～10 日までの間に配布してください。



(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

ただし、令和5年1月号は、令和4年12月29日までにお届けします。

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数について、各団体宛に年度内に2回（令和4年10月と令和5年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

栄区区政推進課広報相談係 Tel894-8335 FAX894-9127

**※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。**（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いします。）

3 その他

(1) 自治会・町内会活動として広報紙を配布している時に万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります（報酬を配布担当の御本人が受け取る場合を除きます）。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

(2) 各自治会・町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

(3) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(4) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(5) 令和4年度も、市版にて自治会・町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会・町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

担当：栄区区政推進課広報相談係

Tel894-8335 FAX894-9127

市民局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

## 令和 4 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について（依頼）

令和 4 年は、7 月に欠員が生じている地区の欠員補充、12 月に任期満了に伴う一斉改選を行います。

つきましては、各地区において推薦準備会を開催し、候補者の推薦をいただきますようお願いいたします。

### 1 依頼事項

推薦準備会を開催し、民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦をお願いします。

#### (1) 欠員補充（令和 4 年 7 月 1 日委嘱）

2 月末頃までに該当する自治会町内会（※）の会長あて、関係書類をお送りいたします。

（※）飯島団地自治会（豊田）、上郷西ヶ谷団地自治会（上郷西）

#### (2) 一斉改選（令和 4 年 12 月 1 日委嘱）

新年度に、全自治会・町内会長あてに、改めて御依頼し関係書類をお送りいたします。

（推薦準備会の開催は 6 月～8 月頃となる予定です。添付資料により資格要件等を事前に御確認くださいようお願い申し上げます。）

### 2 推薦準備会開催にあたっての留意事項

(1) 地区推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表の方は、必ず推薦人として選出し、推薦準備会に出席をお願いします。（※主任児童委員を選出する場合、連合地区における推薦準備会の開催をお願いいたします。）

(2) 候補者の選考にあたっては、資格要件（適任者、年齢要件、居住要件）の確認をお願いします。

### 3 添付資料

- (1) 令和 4 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料 1）
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の受付図（資料 2）
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料 3）
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主 児童委員の資格要件と推薦手続（資料 4）
- (5) 令和 3 年 12 月 1 日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧（資料 5）
- (6) 民生委員・児童委員 紹介リーフレット

（担当）

栄区役所福祉保健課

野本、青木

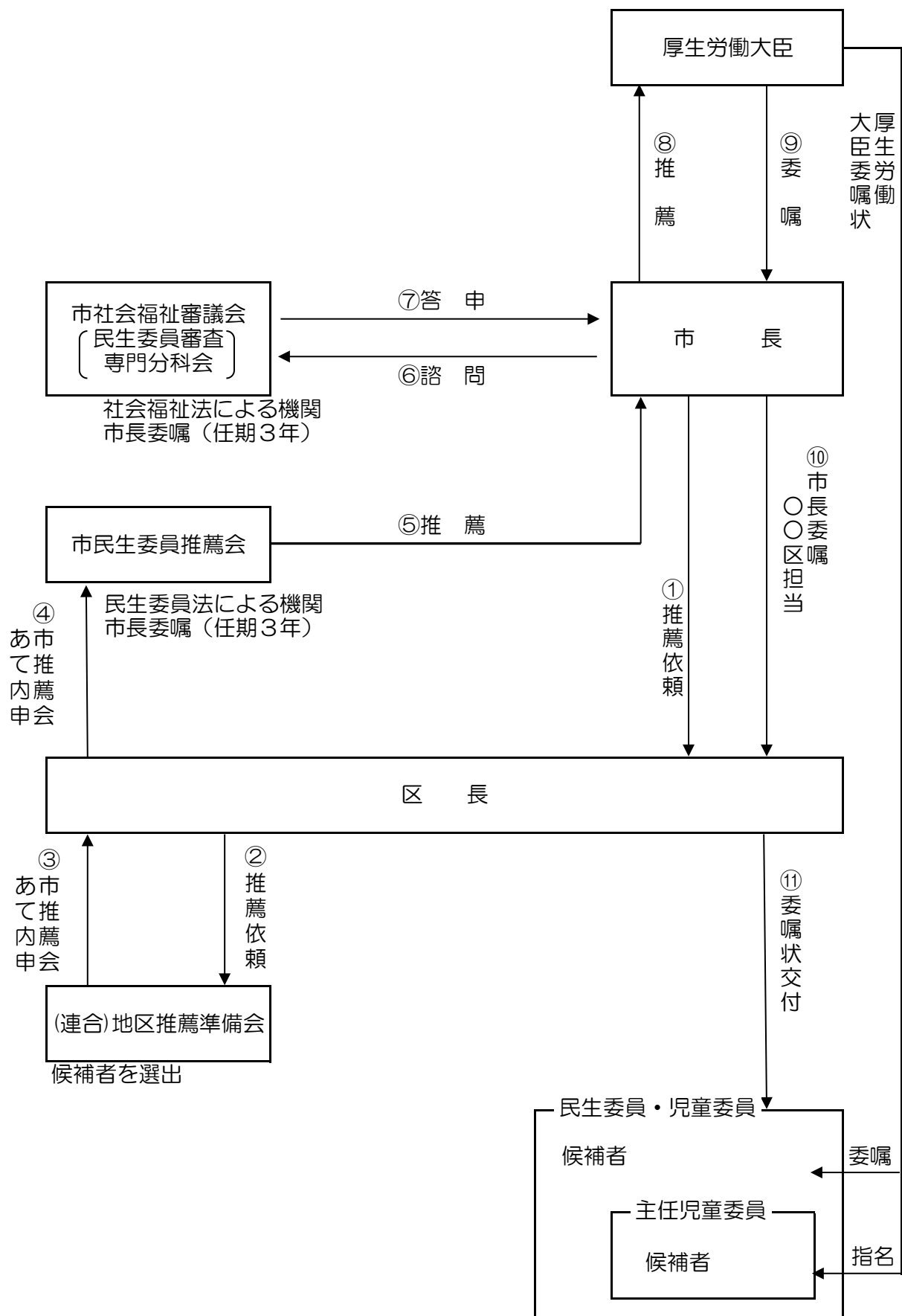
電話：894-6963 FAX：895-1759

E-mail：sa-minsei@city.yokohama.jp

## 令和4年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

|     |    | 令和4年7月1日付け委嘱                                                           | 令和4年12月1日付け委嘱                                                          |
|-----|----|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
|     |    | ①民生委員・児童委員：欠員補充<br>②主任児童委員：欠員補充<br><br>任期…令和4年 7月 1日から<br>令和4年11月30日まで | ①民生委員・児童委員：一斉改選<br>②主任児童委員：一斉改選<br><br>任期…令和4年12月 1日から<br>令和7年11月30日まで |
| 2月  | 上旬 |                                                                        |                                                                        |
|     | 中旬 | 市連会協力依頼                                                                |                                                                        |
|     | 下旬 | 区連会協力依頼                                                                |                                                                        |
| 3月  | 上旬 | 連合・地区へ推薦依頼                                                             |                                                                        |
|     | 中旬 |                                                                        |                                                                        |
|     | 下旬 |                                                                        |                                                                        |
| 4月  | 上旬 | 連合・地区推薦準備会開催                                                           |                                                                        |
|     | 中旬 |                                                                        |                                                                        |
|     | 下旬 |                                                                        |                                                                        |
| 5月  | 上旬 | 区より市推薦会に候補者内申                                                          |                                                                        |
|     | 中旬 |                                                                        | 市連会協力依頼                                                                |
|     | 下旬 | 市推薦会、市審査会開催                                                            | 区連会協力依頼                                                                |
| 6月  | 上旬 | 厚生労働大臣あて推薦                                                             | 連合・地区へ推薦依頼                                                             |
|     | 中旬 |                                                                        | 連合・地区推薦準備会開催                                                           |
|     | 下旬 |                                                                        |                                                                        |
| 7月  | 上旬 | 令和4年7月1日付け委嘱                                                           |                                                                        |
|     | 中旬 |                                                                        |                                                                        |
|     | 下旬 |                                                                        |                                                                        |
| 8月  | 上旬 |                                                                        |                                                                        |
|     | 中旬 |                                                                        | 区より市推薦会に候補者内申                                                          |
|     | 下旬 |                                                                        |                                                                        |
| 9月  | 上旬 |                                                                        |                                                                        |
|     | 中旬 |                                                                        |                                                                        |
|     | 下旬 |                                                                        |                                                                        |
| 10月 | 上旬 |                                                                        |                                                                        |
|     | 中旬 |                                                                        | 市推薦会、市審査会開催                                                            |
|     | 下旬 |                                                                        | 厚生労働大臣あて推薦                                                             |
| 11月 | 上旬 |                                                                        |                                                                        |
|     | 中旬 |                                                                        |                                                                        |
|     | 下旬 |                                                                        |                                                                        |
| 12月 | 上旬 |                                                                        | 令和4年12月1日付け委嘱                                                          |
|     | 中旬 |                                                                        |                                                                        |
|     | 下旬 |                                                                        |                                                                        |

## 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 横浜市では民生委員・児童委員は200から440世帯に1人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに2人（地区の民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合は3人）としています。
- 現在は、横浜市全体で約4,500の方が民生委員・児童委員（約4,000人）、主任児童委員（約500人）として委嘱され、活動しています。

### 【民生委員・児童委員の身分等】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していませんが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。

### 【民生委員・児童委員の役割】

- 日常的な見守りや訪問活動を通じて、支援が必要な方の状況を把握します。
- 介護や子育て、日常生活の困りごとなど、地域住民の方の相談に応じ、必要な助言を行います。
- 支援を必要とする方が福祉サービスや制度を適切に利用するために必要な情報を提供します。
- 必要に応じて行政や関係機関などとのパイプ役になります。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。
- 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。
- 担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- 住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

### 【守秘義務】

- 民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。
- 個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も、守る必要があります。

### 【民生委員・児童委員の地区組織】

- 概ね連合町内会の区域を単位として、当該地区の全民生委員・児童委員を構成員とする地区民生委員児童委員協議会が組織され、関係機関との連絡・調整、情報交換、日ごろの活動や地域の福祉課題の検討などを行っています。

# 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続 (一斉改選)

|                                             | 民生委員・児童委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 主任児童委員                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 資格要件                                     | <p>横浜市会の議員の選挙権を有する 18 歳以上の方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方</li> <li>人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方</li> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報の取扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul> |                                                                                                                                        |
| ①適任者                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                        |
| ②年齢要件<br>(基準日: 令和 4<br>(2022) 年 4 月<br>1 日) | <p>◆新任 原則 <b>68 歳</b> まで<br/>候補者の選出が困難な場合、<br/><b>74 歳</b> まで</p> <p>◆再任・元職 <b>74 歳</b> まで</p> <p>要件に変更はございません。<br/>詳細は、別紙で説明します</p>                                                                                                                                                                                                     | <p>◆新任 原則 <b>54 歳</b> まで<br/>候補者の選出が困難な場合、<br/><b>58 歳</b> まで</p> <p>◆再任・元職 原則 <b>60 歳</b> まで<br/>候補者の選出が困難な場合、<br/><b>64 歳</b> まで</p> |
| ③居住要件                                       | 原則、担当地域内に居住する方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                        |
| 2. 任期                                       | <p><b>3 年</b> 現在の任期: 令和 4 (2022) 年 11 月 30 日まで<br/>一斉改選の任期: 令和 7 (2025) 年 11 月 30 日まで</p>                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                        |
| 3. 推薦主体                                     | 地区推薦準備会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 連合地区推薦準備会                                                                                                                              |
| ①設置の単位                                      | 主に自治会町内会を単位とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 主に地区連合町内会を単位とします。<br>(地区民児協を単位とします。)                                                                                                   |
| ②構成                                         | 推薦人 5 ～ 10 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 推薦人 5 ～ 10 人                                                                                                                           |
| ③構成員<br>(推薦人)                               | 自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方<br>自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。                                                                                                                                                                                                                                                         | 地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方<br>地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。                                                     |
|                                             | <p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                        |



4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

## 開催までの準備

### ・候補者の人選

地区推薦準備会では民生委員・児童委員を、連合地区推薦準備会では主任児童委員候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼します。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。  
取扱いには十分注意してください。

### ・推薦人の人選

推薦準備会では推薦準備会推薦人を選出し、「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

### ・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

## 開 催

### ①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

### ②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

### ③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

### ④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

（主な記載事項）

- ・候補者氏名、会議の要旨、適任者としての確認事項等

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

## 候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- ・「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- ・「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- ・「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

## 民生委員・児童委員の年齢要件について

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、地域によっては、民生委員・児童委員の担い手確保が難しく、年齢要件を緩和してほしいとのご要望をいただいている地域があり、市としても課題と認識し、検討を進めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響でコミュニケーションを図ることが難しい状況もあり、引き続き、民生委員・児童委員の皆様と十分にご相談する必要があると考え、次期（令和4年12月）一斉改選では、年齢要件の見直しは行わないこととしました。

一方、次々期（令和7年12月）一斉改選のタイミングでは、団塊の世代が75歳以上となることから、充足率の維持が一層難しくなることが予想されます。

このため、新たな担い手の開拓とともに、元気な高齢者が活動できるよう、次々期一斉改選に向けて、引き続き、民生委員・児童委員の皆様とご相談していきます。

### 1 次期一斉改選（令和4年12月）の年齢要件

現行のとおり（※）

※新任の方：原則68歳まで 候補者の選出が困難な場合は74歳まで

再任・元職の方：74歳まで

#### 【これまでの検討状況について】

- 令和2年度から3年度にかけて、年齢要件の見直しについて、市民生委員児童委員協議会（市民児協）三役、理事の皆様へのご相談や、区局で意見交換をしてきましたが、見直しについては賛否が分かれていました。
- 民生委員・児童委員の皆様の中にも、候補者となる方の選択肢が増えるので、年齢要件を緩和してほしいというご意見があります。一方、定年がないと推薦を断りづらい、現行の定年までは受ける気持ちがあるが、定年を延ばされてしまうとモチベーション維持が難しくなるといった理由などから反対のご意見もありました。
- このようなご意見を踏まえ市民児協として検討をいただいた結果、令和3年4月に、次期一斉改選での年齢要件は変更しないこととしたいとのご意見をいただきました。
- 市としては、年齢要件の見直しは、現在の民生委員・児童委員の皆様のご理解をいただいたうえで進めていくことが重要であると考えています。
- 特に令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、行政、地域の皆様とともに、コミュニケーションを十分に図ることが難しい状況でありました。そのため、次期（令和4年12月）一斉改選での年齢要件の見直しは行わないこととし、引き続き、次々期（令和7年12月）一斉改選に向けた検討・意見交換を進めていくこととしました。

### 【今後に向けて】

- ・ 市として、民生委員・児童委員の現在の年齢構成や今後の見通しなどをお示ししながら、ご理解いただける年齢要件の見直しの範囲などについて、民生委員・児童委員の皆様と意見交換を行います。また、地域の皆様にもわかりやすい運用方法などの検討を進めていきます。併せて、民生委員・児童委員の活動内容の改善等についても取り組んでいきます。

## 2 次期一斉改選（令和4年12月）に向けた活動支援策等

新たな担い手の開拓や継続して活動しやすい環境づくりなど、市民児協とも連携し、区局で次のような取組を進めます。

- ・ 自治会町内会の候補者推薦への支援  
新たな候補者探しに向けた民生委員・児童委員のPR・広報  
自治会町内会長の皆様向けの説明会 等
- ・ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり  
協力員などサポーターの活用、ICTの活用推進等、各区の実情に応じた取組への支援
- ・ 民生委員・児童委員の活動PR  
「民生委員・児童委員」リーフレットの活用・周知  
横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」の周知 等

# 令和3年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

資料5

| 計     | 民生委員・児童委員 |     |       |       | 主任児童委員 |     |     |     | 合計    |     |       |       |
|-------|-----------|-----|-------|-------|--------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-------|
|       | 定数        | 現員数 |       |       | 定数     | 現員数 |     |     | 定数    | 現員数 |       |       |
|       |           | 男   | 女     | 計     |        | 男   | 女   | 計   |       | 男   | 女     | 計     |
| 計     | 4,193     | 970 | 3,021 | 3,991 | 529    | 29  | 472 | 501 | 4,722 | 999 | 3,493 | 4,492 |
| 鶴見区   | 304       | 80  | 218   | 298   | 34     | 10  | 24  | 34  | 338   | 90  | 242   | 332   |
| 神奈川区  | 283       | 53  | 217   | 270   | 36     | 2   | 33  | 35  | 319   | 55  | 250   | 305   |
| 西区    | 123       | 31  | 85    | 116   | 12     | 0   | 12  | 12  | 135   | 31  | 97    | 128   |
| 中区    | 165       | 31  | 122   | 153   | 26     | 3   | 19  | 22  | 191   | 34  | 141   | 175   |
| 南区    | 249       | 65  | 169   | 234   | 33     | 0   | 32  | 32  | 282   | 65  | 201   | 266   |
| 港南区   | 261       | 44  | 200   | 244   | 30     | 1   | 28  | 29  | 291   | 45  | 228   | 273   |
| 保土ヶ谷区 | 254       | 50  | 188   | 238   | 46     | 2   | 39  | 41  | 300   | 52  | 227   | 279   |
| 旭区    | 293       | 65  | 207   | 272   | 40     | 3   | 34  | 37  | 333   | 68  | 241   | 309   |
| 磯子区   | 214       | 43  | 156   | 199   | 20     | 1   | 16  | 17  | 234   | 44  | 172   | 216   |
| 金沢区   | 247       | 52  | 181   | 233   | 33     | 0   | 29  | 29  | 280   | 52  | 210   | 262   |
| 港北区   | 373       | 92  | 270   | 362   | 44     | 1   | 43  | 44  | 417   | 93  | 313   | 406   |
| 緑区    | 203       | 49  | 148   | 197   | 23     | 0   | 23  | 23  | 226   | 49  | 171   | 220   |
| 青葉区   | 297       | 51  | 232   | 283   | 32     | 0   | 30  | 30  | 329   | 51  | 262   | 313   |
| 都筑区   | 166       | 44  | 113   | 157   | 20     | 3   | 17  | 20  | 186   | 47  | 130   | 177   |
| 戸塚区   | 300       | 76  | 216   | 292   | 38     | 2   | 35  | 37  | 338   | 78  | 251   | 329   |
| 栄区    | 149       | 42  | 105   | 147   | 14     | 0   | 14  | 14  | 163   | 42  | 119   | 161   |
| 泉区    | 167       | 61  | 99    | 160   | 24     | 1   | 21  | 22  | 191   | 62  | 120   | 182   |
| 瀬谷区   | 145       | 41  | 95    | 136   | 24     | 0   | 23  | 23  | 169   | 41  | 118   | 159   |

各自治会・町内会長 様

栄区地域振興課長

## 令和4年度 回覧物等配送予定日について

日頃から、回覧物等の回覧・掲示に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

各自治会・町内会への回覧物等につきましては、毎月、栄区連合町内会定例会（区連会）の開催後に指定の配送先にお届けしております。

令和4年度についても次の日程で配送を実施する予定ですので、御理解、御協力のほど、お願いいたします。

なお、令和4年度の回覧物等のお届け先については、4月の配送で調査票をお送りいたしますので、御記入のうえ、4月中旬までに御返送をお願いいたします。

| 配送月 | 配送日           | 配送月 | 配送日           |
|-----|---------------|-----|---------------|
| 4月  | 21日（木）、22日（金） | 10月 | 27日（木）、28日（金） |
| 5月  | 26日（木）、27日（金） | 11月 | 24日（木）、25日（金） |
| 6月  | 23日（木）、24日（金） | 12月 | 休み            |
| 7月  | 21日（木）、22日（金） | 1月  | 26日（木）、27日（金） |
| 8月  | 休み            | 2月  | 22日（水）、24日（金） |
| 9月  | 21日（水）、22日（木） | 3月  | 23日（木）、24日（金） |

※ 8月・12月は区連会が休会のため、回覧物等の配送もございません。

※ 配送日が祝日になることを避けるため、9月は水曜日及び木曜日の配送に、2月は水曜日及び金曜日の配送に変更いたします。

※ 上記2日間のいずれかとなります。申し訳ありませんが、日付・時間の指定はできかねますので御了承ください。

※ 「広報よこはま」「県のたより」とは配送予定日が異なります。

「広報よこはま」「県のたより」は、8月・12月も配送されますので御留意ください。

担当： 栄区地域振興課地域活動係  
石塚、小西  
電話：894-8391 FAX：894-3099  
Eメール：sa-chishin@city.yokohama.jp

## 令和 4 年度 区連会主催行事の予定について（案）

| 行 事 名             | 実 施（予定）日               | 場 所             |
|-------------------|------------------------|-----------------|
| 4 月定例区連会          | 4 月 20 日（水）13 時～       | 新館 4 階 8・9 号会議室 |
| 5 月定例区連会          | 5 月 20 日（金）15 時 30 分～  | 新館 4 階 8・9 号会議室 |
| 新任自治会・町内会長<br>研修会 | 6 月 11 日（土）10 時～       | 新館 4 階 8・9 号会議室 |
| 各種団体合同研修会         | 6 月 11 日（土）13 時～       | 新館 4 階 8・9 号会議室 |
| 6 月定例区連会          | 6 月 20 日（月）13 時 30 分～  | 新館 4 階 8・9 号会議室 |
| 7 月定例区連会          | 7 月 20 日（水）13 時 30 分～  | 新館 4 階 8・9 号会議室 |
| 9 月定例区連会          | 9 月 20 日（火）13 時 30 分～  | 新館 4 階 8・9 号会議室 |
| 10 月定例区連会         | 10 月 20 日（木）13 時 30 分～ | 新館 4 階 8・9 号会議室 |
| 11 月定例区連会         | 11 月 21 日（月）13 時 30 分～ | 新館 4 階 8・9 号会議室 |
| 1 月定例区連会          | 1 月 20 日（金）15 時 30 分～  | 新館 4 階 8・9 号会議室 |
| 区連会新年懇談会          | 1 月 20 日（金）17 時 30 分～  | 未 定             |
| 2 月定例区連会          | 2 月 20 日（月）13 時 30 分～  | 新館 4 階 8・9 号会議室 |
| 3 月定例区連会          | 3 月 20 日（月）13 時 30 分～  | 新館 4 階 8・9 号会議室 |

※ 区連会主催以外で連長に御出席をお願いする行事予定については、別紙のとおりです。

担当：栄区地域振興課 石塚、小西

TEL：894-8391 FAX：894-3099

Eメール：sa-chishin@city.yokohama.jp

別紙

令和４年度の区連長・地区連長の出席行事予定表

太字は区連会同日開催の行事、令和４年２月22日現在

| 実施（予定）日            | 行　事　名                      | 場　所       | 担当部署     | 区連長 | 地区連長 | 担当会長 | 備　考  |
|--------------------|----------------------------|-----------|----------|-----|------|------|------|
| ４月６日（水）　　19時       | 栄区青少年指導員協議会委嘱式             | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| ４月20日（水）　10時30分    | 本郷台駅前広場活性化推進委員会            | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      | 区連会前 |
| ４月20日（水）　　11時      | 栄区更生保護協会総会                 | 区役所       | 社会福祉協議会  | ○   | ○    |      | 区連会前 |
| ４月20日（水）　　12時      | 日本赤十字神奈川支部横浜市地区本部栄区地区委員会総会 | 区役所       | 社会福祉協議会  | ○   | ○    |      | 区連会前 |
| ４月23日（土）　13時30分    | 横浜栄・防災ボランティアネットワーク総会       | 区役所       | 社会福祉協議会  | ○   |      |      |      |
| ４月25日（月）　13時30分    | 栄区食生活等改善推進員会総会             | 区役所       | 福祉保健課    | ○   |      |      |      |
| ４月28日（木）　　午後       | さかえの食と農を育む実行委員会            | 区役所       | 区政推進課    | ○   | ○    |      |      |
| ４月28日（木）　　午後       | 更生保護女性会総会                  | 区役所       | 社会福祉協議会  | ○   | ○    |      |      |
| ５月７日（土）　10時        | 栄区子ども会連絡協議会総会              | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| ５月12日（木）　19時       | 栄区体育協会理事会                  | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| ５月20日（金）　　午前       | 共同募金会栄区支会総会                | 区役所       | 社会福祉協議会  | ○   | ○    |      | 区連会前 |
| ５月20日（金）           | 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会         | 区役所       | 総務課      | ○   | ○    |      | 区連会后 |
| ５月25日（水）　13時       | 栄区文化協会第27回定期総会             | SAKAESTA  | 地域振興課    | ○   |      |      |      |
| ５月27日（金）　13時30分    | 栄区交通安全対策協議会総会              | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| ５月下旬               | 栄区明るい選挙推進協議会委員会            | 区役所       | 総務課      |     |      | ○    |      |
| ５月～６月              | 栄区防犯協会理事会                  | 栄警察署      | 栄警察署     | ○   | ○    |      |      |
| ５月～６月              | 栄区防犯協会評議員会                 | 栄警察署      | 栄警察署     | ○   | ○    |      |      |
| ６月11日（土）　　午前       | 新任自治会・町内会長、同副会長研修会         | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| ６月11日（土）　　午後       | 各種団体合同研修会                  | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| ６月20日（月）           | 栄区水害対策連絡協議会                | 区役所       | 総務課      | ○   | ○    |      | 区連会前 |
| ６月20日（月）           | 栄区民まつり実行委員会                | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      | 区連会后 |
| ６月下旬～７月下旬          | 栄区セーフコミュニティ推進協議会           | 区役所       | 区政推進課    | ○   | ○    |      |      |
| ６月                 | 栄区地域と学校の協働事業推進協議会          | 区役所       | こども家庭支援課 |     |      | ○    |      |
| ６月、２月              | ボランティアセンター運営委員会            | 社会福祉協議会   | 社会福祉協議会  |     |      | ○    |      |
| ６月中旬、２月下旬          | さかえふれあい助成金配分審査会            | 社会福祉協議会   | 社会福祉協議会  |     |      | ○    |      |
| ６月中旬、９月、12月、３月     | 栄区社会福祉協議会理事会               | 社会福祉協議会   | 社会福祉協議会  |     |      | ○    |      |
| ６月下旬、９月、12月、３月     | 栄区社会福祉協議会評議員会              | 社会福祉協議会   | 社会福祉協議会  |     |      | ○    |      |
| ７月１日（金）            | 社会を明るくする運動講演会              | 区役所       | 社会福祉協議会  | ○   | ○    |      |      |
| ９月上旬               | 栄区明るい選挙推進協議会推進大会           | 区役所       | 総務課      |     |      | ○    |      |
| ９月20日（火）           | 栄区民まつり実行委員会                | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      | 区連会后 |
| ９月29日（木）           | 栄区シニアクラブ連合会　シニアの集い         | リリース      | 高齢・障害支援課 | ○   | ○    |      |      |
| 10月１日（土）           | 共同募金会街頭募金激励                | 本郷台駅前ほか   | 社会福祉協議会  | ○   |      |      |      |
| 10月14日（金）          | セーフコミュニティフォーラム             | リリース      | 区政推進課    | ○   | ○    |      |      |
| 10月20日（木）          | 栄区新年祝賀会実行委員会               | 区役所       | 総務課      | ○   | ○    |      | 区連会前 |
| 10月20日（木）          | 栄区中学校対校駅伝大会実行委員会           | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      | 区連会前 |
| 11月５日（土）           | 栄区民まつり                     | 本郷中学校     | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| 11月                | 社会福祉大会                     | 未定        | 社会福祉協議会  | ○   | ○    |      |      |
| 12月１日（木）           | 栄区民生委員・児童委員　主任児童委員　委嘱状伝達式  | 区役所       | 福祉保健課    | ○   | ○    |      |      |
| 12月２日（金）           | ほっとイルミネーション点灯式             | 本郷台駅前広場   | 地域振興課    | ○   |      |      |      |
| 12月28日（水）          | 年末年始消防特別警備激励               | 栄消防署      | 栄消防署     | ○   |      |      |      |
| １月                 | 栄区新年祝賀会                    | 未定        | 総務課      | ○   | ○    |      |      |
| １月７日（土）            | 栄区消防出初式                    | あーすぷらざ    | 栄消防署     | ○   | ○    |      |      |
| １月上旬               | 栄区文化協会新年会                  | 未定        | 地域振興課    | ○   |      |      |      |
| １月上旬               | 栄区民ロードレース大会                | 埋蔵文化財センター | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| １月中旬               | 栄区体育協会新春の集い                | 未定        | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| ２月16日（木）または３月２日（木） | 栄区災害医療連絡会議                 | 区役所       | 福祉保健課    | ○   |      |      |      |
| ２月20日（月）           | 栄区民まつり実行委員会                | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      | 区連会后 |
| ２月20日（月）           | 栄区新年祝賀会実行委員会               | 区役所       | 総務課      | ○   | ○    |      | 区連会后 |
| ２月初旬               | 栄区子ども会書道展表彰式               | 未定        | 地域振興課    | ○   |      |      |      |
| ３月10日（金）           | 栄区自治会・町内会長感謝会              | 区役所       | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| ３月20日（月）　　午前       | 共同募金会栄区支会総会                | 区役所       | 社会福祉協議会  | ○   | ○    |      | 区連会前 |
| ３月中旬（19日頃を予定）      | 栄区中学校対校駅伝大会                | 本郷台駅周辺    | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| ３月中旬（19日頃を予定）      | S A K A Eヤングフェスティバル        | 本郷台駅前広場   | 地域振興課    | ○   | ○    |      |      |
| 未定（年１回予定）          | 栄区読書活動推進連絡会議               | 区役所       | 地域振興課    |     |      | ○    |      |

※　すべての会議が網羅されているわけではありません。また、日程等は変更になる場合があります。

※　区連会定例会の開催予定日は別紙をご覧ください。